

を裂んとならば、此策猶可也と雖ども、左様にも無之時は、弊害忽ち至り、兩虎食を争ふの内亂を醸成し、狼心の外夷其弊に乗らば、神州一頓にして腹腥之郷とならざるを得ず。乍恐 天意建武の覆轍を可被爲 躡、聖斷に出候は、臣子何をか云ん。死守善道二而已矣。雖然竊に惟ふに文治之古王權覇に歸し、府を鎌倉に開きしより以來、室町を経て織豊二家に及び、四百餘年干戈止時なく、宸襟一日も安からず。然るに慶長年間政權を徳川家に授與し給ひしより太平二百數十年、干戈光りを歛めて宸襟泰山よりも安く、萬民鼓腹の樂に飽たり。降臨以來五千年間、無比未曾有之盛事にて、實に地球上に冠絶せるは徳川家の大勳業なり。天意豈之を思ひ給はざらんや。今萬國の形勢不得止通信交易を外夷之請に任ずるを憤つて、二百餘年の盛業を一過失上に忘却するの議を發せらる、は、武臣に於て曾て甘心せざる所なり。嘉永癸丑之夏墨夷始て江戸海に渡來せる事は、其初既に朝廷に聞すべし。當時速に必戰を期し、鎖國の名を全すべきの降 命あらば、覇府群牧心を一にし、力を戮せ、百敗不屈之忠憤を勃興し、忽ち戰鬪に及べく候ひしかど、事去り機過ぎ、既通信を約し、交誼漸く熟するに乘んとして廟も及ばざるの舌を反し、不信不義の名を以て、是より覺端を啓んとす、迂にして濶なり。今覇府一惡政之付すべきなきに、徒らに既往の過失を咎ずして、宜しく將來の定策を責むべし。寛永以降覇府外夷の交通を止めてより、鎖國の名専らにして、夷人蹤を神州に絶つといへども、是を前朝に鑒るに、大内裏に鴻臚館を置かれ、蕃客朝聘之禮は國史載せて炳焉たり、何ぞ畿甸の開港を事とせん。鎌倉に元使を斬り、室町之朝廷に媚る、強弱勢を異にし候得ども、皆是覇府一時の權宜に任せて共に、勅許に出たるを聞かず。今や 朝廷將に將軍の權を奪んとするに急なり、武を外夷に耀すに違あらず。窃に聞く墨夷宰執の上京を聞て日本將軍の威權なきを歎すと。夷既に其威權の輕きを知らば、向來何を以て夷情を服さん。天威元より將軍を服すべしといへども、手を將軍に借らすんは、夷狄を服する事は得給

はじ、將軍の宰臣威權將軍に亞ぐにあらざれば、又三百諸侯を服従する事能はず。今の 廷議覇府の威權を空くし、上洛して軍政を 禁掖に謀らん事を責め、宰臣を弃て諸侯の言を信せば、覇府威柄を失ふて、夷狄猖獗し、宰臣權なくして、諸侯横恣なるべし。爲此 皇國內に一大變を萌動せざる事を得ざるは必然の勢也。雖然當今之計畫は吾輩の議するに所に非ず、即今關東の形勢 廷議之遷延に依て人心洶々たり。内地の治を圖る者は深く憂とする所なり、兄宜察焉。

三月十八日(安政五年)

雪 江 拜(中根靱負)

幽 眠 兄(三國大學)

(二)本節の参考書は昨夢記事、開國起原、秘書集録なり。

第三節 一橋南紀兩黨の暗闘

安政五年二月、彦根侯井伊直弼の臣長野主膳の京師に出で、九條家に遊説するや、端なくも一橋慶喜擁立に關する水薩兩藩詭秘の密策を知るを得て、驚く事一方ならず。其偵知せし所に據れば、水戸齊昭自ら慶喜の將軍世子たらん事を熱望し、其縁戚なる鷹司家に請託し、朝威を假りて、其目的を達せんと欲し、昨年十一月以來密啓する事數次、一橋建儲の勅を幕府に賜はらん様斡旋を請ひ、略遣を以て太閤を誘へりと。加之五年正月には、從來一橋擁立の志を有しながら、鋒鏑を包みて、容易に發せざりし島津齊彬の、私に見る所やありけん、公然黨争渦中の人となり、同じく勅命を以

て幕閣を強到せんと欲し、將軍家定の夫人島津氏(篤子、天璋院)の旨と稱し、自ら一書を近衛左府に致したりと傳へらる。彼は又三條内府にも進言する所あり、皆慶喜の英明を稱揚して斯人を措いて、他に時艱匡救の任に堪ふるものなきを云へるなりと。由來直弼は南紀慶福を迎立せんと欲せし者なる事前に述べたり。其謀臣たる主膳上の如き秘計を窺知て、いかで默視するを得んや。是に於てか、極力敵黨の周旋を妨害せんと欲し、主命に先ちて、九條關白に謁して斡旋を試みたり。是の時、堀田閣老上京して、條約勅許を奏請せる際なれば、之に對する勅答と共に、建儲の勅を發せられん事は、一橋黨の希望なり。故に二月二十日の比、近衛三條の兩公共に主上に奏し、九條關白を促して、薩侯の請に答へしめんとせり。然るに關白獨り兩藩の密計を怪み、殊に水戸は己れの子を推さんとし、外藩の薩と謀を同うするが如きは、嫌疑少なからずと思惟し、長野に命じて、其主直弼の所見を聽かんと望みぬ。長野は關白の諮問を得るや、直弼の持論は自己の熟知する所なりとて、直ちに所見を開陳せり。其議論の基く所は、二百年來天下の治平は徳川氏の威徳によりて、將軍其人の賢愚に關せず、加之本邦の俗、血統の親疎を論じて、賢不肖を問はざるは、異俗と趣を殊にする所なり。故に台命を擱き、私意を以て繼嗣を議せんとするは不當なりといふにあり。此の如くして、南紀黨は九條關白を憑みて一橋に當りぬ。

一橋黨に於ては、福井侯慶永同志なる土佐侯山内豊信と謀り、正月の末慶永の謀臣橋本左内を上京せしめて、豊信の外舅なる三條内府に就きて周旋せしめたり。勿論其初めに於ては、堀田閣老の奏請容易に許されず、公武の交渉久しきに瀾らば、爲めに建儲の議に支障を生せんを恐れ、左内をして諸方に遊説し、陰に堀田を援護せしめんとしたるものなれども、出京の後漸次に南紀黨の九條關白に入説せるを聞知し、後には専ら力を繼嗣問題に注ぐに至れり。左内は識見超邁にして、雄辯流るゝが如く、又才學の優長なる、當時多く匹儔を見ずと稱せられたり。故に彼の入京するや、間もなく即今英明を立るの必要につき、三條内府を説伏し、一橋擁立を贊翼せしむるを得たりき。松平慶永の臣中根鞞負は、素鷹司家の侍講三國大學と相知れり。仍て橋本左内は漸々大學に親みて、復一橋擁立の事を以て太閤に説くの機會を得たり。こは自ら水藩の周旋と揆を一にせしものにして、後鷹司父子の小林三國の兩家司の諫を納れて、心を幕府に離せし時は、即ち建儲の議に就き、水越兩藩人の説の彼等に入りし機會なりとす。此くて京師にありては、水越薩土の諸藩人交々鷹司近衛三條の諸家に遊説して、將に一橋建儲の降勅を得んとせし形勢なり。京師に於ける兩黨の暗闘略、此の如し。其同黨比周する關係は、自から條約勅許の奏請に對する運動と相関連して、益、事態の紛雜を招き、私情と公論と相交りて激烈なる黨争を醸せり。是に於て余は眼を轉じて、江戸に於ける兩黨の運動を見んと欲す。

江戸にて一橋擁立に腐心せる松平慶永は、橋本左内上京の翌日、同志なる島津齊彬よりの投翰に接し

たり。是れ夫の一橋建儲に就き、近衛三條兩家に入説せし密計を告げ來りしものにして、爲めに慶永君臣をして少なからず、惶惑せしめたるものなり。蓋し慶永は其親藩たる地位より云ふも、成るべく、朝威を假りて、幕閣を強要せんとするが如き態度に出るを好まざりしなり。彼は寧ろ繼嗣の議につき、外藩と通謀せし事さへをも、當路の有司に秘せんとしたり。是れ一には罪を幕府に得ん事を憚りしなるべし。されば齊彬の京紳を説き、建儲の目的を達せんとせしを見ては、別に思ふ所やありけむ、若しくは反問苦肉の策を試みん爲めなりしが、其眞意は知り難きも、閣老松平伊賀守に向ひ、薩藩の密策を暴露したりき。然るに此の苦肉の策は中らず、結果は豫期に反して、反つて伊賀守等の如く、幕權の維持に志せし一派の反撥を招き、問題の發展をして一橋黨に不利ならしめたるが如し。且此の後遠からずして、橋本左内の京師に奔走せし事上に述べし如くなれば、慶永到底自ら屑くするを得ざりしなり。

此の如くして、水薩の密計は京都江戸兩方面に於て、南紀黨の窺ひ知る所と爲れり。今迄幕府内庭の宦妾に結託し、閣中多數者の後援を待み、自黨の勝利疑なしと信じたりし彼等は、勅命の敵黨に幸せんを憂ひて、俄に恐懼の色あり。長野主膳の島田左近と結託して、極力九條關白を説きしも此の爲めなり。彼等は九條尙忠の現在關白たるの地位を利用して、勅命の一橋に私するなからん様警戒せしめたり。其結果九條關白と鷹司近衛三條一派との争闘となりて、勝敗を策略術數の間に決せ

んとせり。

されど此の比江戸の一橋黨は、略、朝廷に對する自黨の斡旋の成功を期しつゝありき。實際堀田閣老の條約非認の勅答に惱ませられし比には、鷹司前關白等の勢廟堂を壓せしが故に、此等卿相の一橋建儲を翼賛する事確實なる以上、彼等の目的の達成殆んど疑なかりしなり。只彼等の憂ふる處は、從來齊昭父子を擇ばざる事明からかなる幕府大奥の偏執解き難くして、折角降命の勅を奉せざらん事にあり。故に慶永等は一方京師に周旋せしめながら、自ら江戸に於ける運動を怠らざりき。

松平慶永の尾張慶恕を説きて、己等と共に、慶喜を援立せん事を求めしも、慶恕の應せざりし事は、前に述べたるが如し。慶永は其後も尙慶恕の心を動かさんとせしが、遂に効なかりき。慶永は又己の實兄なる田安慶頼を自己の黨與として、三卿の地位を以て、幕府に建白せしめんと力め、田安の老臣にして同志なる水野筑後守を延いて己の助となし、其同僚朝比奈甲斐守と共に慶頼を促して、建議せしめんと試みしも、田安にも上野山六左衛門の如く、心陰に慶頼を擁して、將軍の嗣たらしめんと企つるものありて、此處に争闘を生じたり。

水戸の家臣は慶喜擁立の爲め、京都に於て陰微に運動せしのみならず、齊昭の謀臣安島彌次郎、茅根伊豫之介等一橋の侍臣平岡圓四郎と力を戮せ、福井の君臣と結びしが、慶喜自らは進んで當時の如き難局に當るを欲せず、世子の地位の如き、寧ろ他人に推委せんとする傾きありき。平岡等は深

く之を憂ひ、屢、慶喜に勸説せしが、慶喜容易に諾せず。平岡仍て一策を案じ、一橋の建儲と共に、松平慶永を推して大老若くは後見とし、其聲望と識見とを以て、慶喜を補佐せしめんと企てたり。慶永等は之を聞いて、頗る難色ありしも、騎虎の勢止む能はず、慶喜にして西城に入らば、慶永は大政を綜覽するの地位に立たざるを得ざる勢なりき。是れ南紀黨の陰謀非圖を藏して、政權の爭奪を行ふものとして、水戸越前一派を陥るに至りし一因なり。

此の他慶永等は島津齊彬の臣西郷吉兵衛(隆盛)等と謀り、將軍家定夫人島津氏(天璋院)と内外相應援して、幕府大奥に於ける調節をも試みしが、島津氏は南紀に傾ける本壽院(家定の生母)老女歌橋等に妨げられて、親しく將軍を説くの機を得ざりしのみならず、後に至りては却つて彼等に強要せられ、其養父たりし近衛左府に對し、南紀慶福の建儲を贊翼すべく書送せざるを得ざりしに至つては、幕府内廷に於ける南紀の勢力は、牢として抜くべからざるが如し。

此の如く、兩黨の互に術數を弄して、暗闘に餘念なかりし間に、京師にては堀田閣老に對し、條約非認の勅答を賜へり。之と同時に、鷹司近衛三條等の盡力により、幕府に對し建儲を早くすべき旨の降命あるに決しぬ。然るに一橋擁立に傾ける鷹司前關白等は、勅語中に英明人望年長の三語を加へて、慶喜の外之に擬すべき人なからしめんとせしが、九條關白專斷して、英明人望の二語を除き、遂に年長の語さへも、單に口頭にて傳宣するに至れり。然るに漸く堀田閣老の請により、勅語を認

めたる書類に、年長の語を附箋して賜はれり。是に於てか、一橋黨の運動は功を一簣に缺きて、幕府の隨意に繼嗣を定むるの自由を存し、中原の鹿途に南紀の手中に落つるに至れり。只堀田備中守のみは、上の勅語を拜して、曉る所やありけむ、此の後心を決して、一橋を迎へんと考へしが如し。然るに井伊掃部頭の大老職は、一橋黨の殘壘に對する最後の大打撃にして、彼の辣腕は一舉にして敵砦を粉壘し形勢を定むるを得たり。

参 考

(一) 参考書前節に同じ。

第十四章 伊井直弼の執權

井伊掃部頭直弼は近江彦根の城主なり。同氏の提封三十五萬石、譜代諸侯の上首として、世に關西旗頭の目あり。累世大老を出し、又溜間詰に班す。其幕府に對して特別の地位を占むる事、言説を要せざるべし。其祖直政、直孝の徳川氏創業の元勳として、又守成の輔相として、子孫に垂れし遺範は、必ずや藩風を陶冶し、將軍家と與に相終始するの覺悟を固めしめしなるべし。又直弼は庶子として、僥倖にも兄直亮の嗣となり、嘉永三年職を襲ぎしより以來、銳意藩政の改革に志し、積弊を剷除し、儉安姑息の吏風を一洗するに力めたり。是れ亦藩中の實力を蓄へ、一旦事に臨み、幕府に盡さんとする彼の素望に出でしなり。されど彼の修養を見るに、長野主膳等の提撕テイセイによりて、夙に國學に志し、當時一般の世風なる尊王の思想に浸染する事、決して他人に譲らず。余の誓に掲録せし如く、直弼の嘉永六年米艦の處置に就き、第一天朝に奏達すべしと建白せし如き、勿論時勢に看る所ありて爾云ひしならんも、後世一部の人の指斥するが如く、朝廷を眼中に置かざる底の暴斷者流に非ざる事明らかなり。然るに後年閣中に入り、内外處決するに當り一世の怨府となり、遂に終を能くせざりしは、其政見を殊にせしに因るとは云へ、一は時勢に抵抗し、隻手を以て流を堰かんとせしに基かずんばあらず。余は故に直弼の爲めに辨するものにあらざれども、井伊氏の徳川氏に於

ける關係を思ひ、此る境遇に人と爲りし直弼の、幕權の維持に急にして、世運一轉の形勢に眼を閉ぢし傾あるに、充分の同情を有するものなり。換言すれば、諸侯を壓伏して、幕威を張らんとする政見は、舉國一致を必須とせる時運と兩立せざるものにして、直弼自ら開進の國是を持しながら、之を遂行する手段を誤りしは、全く其の境遇に餘儀なくせられしものなるを看取すべし。されば余は今最も悼むべき政治家として、直弼の行動を叙述せんと欲す。

第一節 井伊大老の就職と當時の形勢

關老堀田備中守は四月五日を以つて京都を發し、木曾路を經、二十日江戸に歸着せり。是れより先き關老松平伊賀守は松平慶永等に對しては、陽に一橋擁立を贊するもの、如く装ひながら、陰に南紀の黨與たりしのみならず、彼は最も幕權の維持に熱心せり。蓋し彼の姫路酒井氏に生れし事は、彼をして外藩の恣睢ソウイに切齒せしめし事、恰も井伊掃部頭と其揆を一にせしものあらん。开は兎も角、伊賀守は將軍繼嗣の問題に對し、水越兩藩主の如き親藩の容喙するは尙忍ぶべしとすも、薩土宇和島の如き外藩の、京師の縉紳と結び、朝威を藉りて、幕府を脅制せんとせしを怒る事甚しく、心竊かに反抗の策を運らし、何人かを延いて己が援となさんとせり。此の時に當りて、彼の第一に思及びしは井伊掃部頭に外ならず。掃部頭の南紀に傾きて、又幕府に忠實なるは疑ふの餘地なきが故に、

伊賀守は彼をして大老の職に就かしめ、己れ其威望を假りて、實權を把握せんと決心したりき。故に陰に幕府の奥向に結び、將軍に德憑シヨウユウして、掃部頭の微用を策せしが如し。此る間に備中守は歸府せり。彼は京師の形勢に鑑み、水藩以下諸侯の態度に察し、一橋擁立の已むを得ざるを思ひつゝ、歸來せり。彼は又松平慶永を擁して大老の地位に置かんとするの企あるを知れり、而して是れ亦一橋の迎立と共に、諸侯の心を繋ぐに足る處置なるべきを察しぬ。されど此の如き妥協的態度は、伊賀守の高手腕と到底一致し難きものなりしを奈何せん。

されど幕府の議は、兎も角大老推任に決せしが故に、備中守は私に慶永の任用に就いて、將軍の旨を請ひしが如し。然るに伊賀守の奥向援引の効は空しからず、將軍は家格の上より云ふも、人物の上より見るも、掃部を擱おて越前を擧ぐべきに非ずとて、斷然井伊の微用を命じたり。是れ備中守歸府の後僅かに二日、二十二日の事とす。此の日徒頭カチガシラ藥師寺筑前守、潜に掃部頭を訪ふて、水戸齊昭ナリフキョウ將軍を廢し、一橋慶喜を立て、後となし、自ら政權を私せんとするの異圖を包藏する旨を密告して、幕府の爲めに努力せん事を求めたり。此の説固より讒誣たるを免れずと雖も、齊昭の京師に周旋せし密計は直弼の諗聞シンブンせし所なれば、今藥師寺の言を聽きては、兎も角水戸の君臣を以て、幕府の不利を謀るものとし、隨て一橋黨を目して、齊昭の爪牙と認め、飽く迄も彼等の運動に反對せんとの決心を固めしなるべし。思ふに藥師寺の直弼を説けるは、幕府奥向の密旨を含み、暗に彼をして大

老職の命を甘受せしむる素地を作りしならん歟。同日果して閣老連署の奉書井伊邸に來りて、明日の登城トシゲを命じぬ。翌二十三日、掃部頭は命に従うて登城せり、即ち彼を以て大老に任ずるとの直命は下りぬ。掃部頭は將軍負託の重きに感じ、一身を以て幕府の支柱となさんと決心し、やがて台命を拜受せり。彼は即日御用部屋に入りて、閣老と議論を上下し、異論を立つるを憚らざりき。彼の辣手腕は既に此の時に著はれたり、隨て勢ひ幕府中の動搖は來らざるを得ず。

直弼の就職は、事急速に行はれて、當時外間は勿論、幕中に於ても、最も意外とせし所なりき。又彼は從來溜間詰リウマツメに班して、陰然閣老の後援たりしと雖も、其周旋多く外部に著はれざりしを以て、幕府の有司等も殆ど彼の人物と政見とを知らず。或は無識にして兒輩に等しき者と爲し、或は暗黙として尸位シイに甘んずるものとなしたり。今より見るに、彼の如き人物の、此の如く觀察され居りしは、稍不思議の感なしとせず。故に永井、鶴殿、岩瀬等の如きも、彼を以て艱險なる時局に當るべき器なりと信せず、頗る閣老の推薦を誤りしを慨したり。然るに焉んぞ知らん。剛毅にして果決、己が所信を斷行して憚らず、獨力を以て天下と抗爭するの勇氣を有せし事彼が如きは、其匹儔ヒツチャウ少なかりしを。

掃部頭の最初に處置せし問題は、條約に關する勅旨布告の一條なりき。伊賀守は諸侯壓服の可能を信じ、布告の無用を主張せしが、備中守及有司の多数は、流石に之を否とし、議論定まらざりしに、

大老就職の後、即日勅答布告を斷決し、二十五日を以て其期と爲せり。

二十五日、命によりて大廣間以上の諸侯悉く登城せり。先づ將軍謁を賜はり、尋いで大老々中列座して、衆諸侯に京師より賜りし勅答の寫を與へ、又備中守をして、叡慮は決して戦争を好まらざるに非ず、且つ條約の許否は、全國の休戚に關する事件なれば、若し一旦處置を過らば、忽ち不測の患害を招き、永久宸念を安んずべき期なし、されば先般朝廷へ奏請せし外、策の用ふべきものなしと信するも、勅命なれば再び衆の所見を徵する旨を告げしめたり。是に於て、條約可否の論は紛然として起りぬ。

是に注意すべきは松平慶永等の態度なり。彼の外交上の所見の開國進取にある事は、前に述べたるが如し。故に嚮に橋本左内をして、京中に周旋せしむるや、一方には三條内府等に向ひて、鎖攘の不可を論じ、暗に堀田等を助けしめたり。今再度諸侯の意見を徵せらるるに及びても、特に尾張慶恕、水戸齊昭等の答議の、幕府の方針と相牴牾し、延いて朝幕の睽離を來たさん事を慮り、且つ齊昭等の強硬なる反對意見の、益、幕府の嫌忌を招き、累を繼嗣問題に及ぼさんを恐れしが故に、自ら書を齊昭に送りて、時勢を汲察し、變通の所見を進言せん事を勸むると共に、一方には復慶恕を説いて、其無謀なる排外意見を改めしめんとせり。そも慶恕は幕府宗藩の首位にありながら、其謀臣田宮彌太郎等の説に耳を傾け、殆んど幕府の傾覆を以て意となさず、一意朝旨を奉載すべしと公言するを

憚らざりしなり。慶永最も之を憂ひ、尾の附家老竹越兵部少輔(正富、美濃今尾城主)等を激勵して藩の老臣と謀り、慶恕を諫諍せしめたり。右は全く慶永の幕府を思ふの忠誠の念より出でしものなるべく、其外交上の所見に於ても、全然掃部頭以下幕閣の意見に一致したれば、此の點よりしては、兩者互に排御するの理由なきのみならず、實際閣老等より慶永に向ひ、諸侯調節の任を託せし程なり。しかも相容れざりしは、全く繼嗣問題に因するものなり。

井伊大老の就職は、殆んど一橋黨の運命を決せしものなり。彼は主義の上より、又幕威維持の必要上より、南紀の迎立を要とせし事は、前章に述べし如くなれば、閣中に入りし後は、伊賀守と一致して、一橋黨の鎮壓に全力を殘さざらんとせり。獨り備中守は一橋を主張せしも、掃部伊賀兩人の極力反對する所となりしのみならず、伊賀守の如き、掃部頭なる同志を得て、俄かに威權を振ひ、備中守を彈壓せんとするの態度を示せしと云ふ。されば御側衆平岡丹波守等の如く、初めより南紀に黨せし者は云はずもあれ、従前略、一橋に傾きし有司の中にも、嫌疑を恐れて、次第に其説を變ずるものあり。獨り土岐、永井、鶴殿、岩瀬等の如く、熱心に一橋の援立を主張せし輩は、頃日形勢の非なるに堪へ兼ね、閣老等に對し、激切に論辯せしが故に、遂に諸侯と相應援し、君上の廢立を圖るものなりとの嫌疑を受け、閣老等の詰責を蒙りて、次第に口を噤せざるを得ざるに至り、一橋黨の勢威日を追うて衰へ行けり。而して大老の紀伊慶福迎立の決心は、固より牢として抜き難し。

此の如くして、大老々中等多数の意見は、南紀に決せしを以て、備中守も今は異議を立つるを得ず、仍て共に將軍に謁し、建儲の兩説に就いて具申し、裁決を請ひしに、五月朔日に至り、慶福を撰ぶべしとの下命ありて、議遂に決着せり。是れより先き、老中は反對黨の激昂を慮り、此の發表に先ち、出來得べくば、松平慶永、伊達宗城等の如き一橋黨の主謀を説伏せんと欲したり。然れども老中二人を憚りて猶豫せしが故に、大老は自ら其任に當るを諾し、前後して二人を自邸に招き、説得する所あり。此の時大老は飽く迄も儲君は紀公ならざるべからずと説きて、其血統の近きのみならず、故家慶將軍の台旨もありし事なりと云ひ、且つ一橋公も英明の聞えあれども、亦惡説なきに非ず、加之實父水戸老公には、頗る不當の處置あり、若し一橋公にして立たば、如何なる非望を企つるも知れずと公言せり。されど結局紀公にして立つあらば、從來の異議を捨て、忠誠を誓ふべきやとの間に對しては、二人たるもの固より異論を挿むを得ざりしも、遠江守の如きは、有志一般の缺望は測るべからざるものありと答へて、暗に天下の動搖すべきを云へり。此くて一橋黨は殆んど絶望せざるを得ざりしが、彼等の熱烈なる意氣は、尙之に屈撓せず、或は掃部頭伊賀守等の排卻を策するものあるに至れり。

此る間に幕府に於て、有司の黜陟は生まれり、五月五日豫て一橋黨に與し、切迫の論を發して、犯上不遜の尤を受けし大目付土岐丹波守は、最も伊賀守に忌まれて、大番頭の閑地に轉せられ、勘定

奉行川路左衛門尉は、京師に於て事機を誤りしとの罪を得て、西丸留守居に貶せられたり。此の後京都町奉行淺野和泉守の微されて江戸に歸りしは、大目付に補せらるゝ爲めなりと傳へられしに、是亦伊賀守の支障に因りて、俄然小普請奉行に移されぬ。尋いで目付鶴殿民部少輔は駿府奉行に轉じ、前奉行大久保右近將監(忠寬、一翁)は禁裏附となれり。是等の轉遷は勿論閑老の私意に出でしものと云ふを得ざれども、彼等は皆一橋黨として知られ、若くは之に同情を有せしものなるが故に、掃部頭伊賀守等、威福を弄して忠直の士を疎斥するの非難は、一橋黨の等しく發せし所にして、彼等排除の運動を激揚せし趣なしとせず。且つや川路淺野の如き、堀田閑老と共に京都に周旋せしものなれば、彼等の疎んせられしは、即ち備中自身の地位の危殆なるを示すものなり。實際備中守を初とし、岩瀬永井等の尙其地位を保つは、一は伊達遠江守等の利害を掃部頭に説きて、之を支へしと二つには共に當時必須有用の才なりしを以てなり。但し此の頃に至り、閑老は有司の諸大名と對談するを禁じて、彼等の閑中を窺ふを杜がんとせり。

一橋黨の大老等の排卻を企つるや、其策甚だ詭秘に涉れり。或は掃部頭若くは伊賀守を説いて、此の頃次第に出でし諸侯の答議を携へて上洛せしめ、其虛に乗じて、回復の謀を行はんと云ふものあり。或は此る策の行はれざるべきを察して、松平慶永をして上洛の幕使たらしめ、廟堂に周旋して、勝を一舉に決せんとする策あり。或は慶永を推して大權を執らしめ、大老の上に居て、之を壓倒せ

しめんと企つるものあり。何れも皆空想に終りしと雖も、右の最後のものゝ如きは、最も幕府の嫌疑を惹き、慶永の一身に奇禍を招くの因となりしなり。

因に云んに、水戸藩臣の一橋黨勢力の挽回に熱狂せしは、怪しむに足らざれども、开は又別に甚深なる利害關係ありて然りしなり。即ち勿論井伊大老の勢力抜き難くんば、之と新に姻戚の親を成せし松平讃岐守(高松侯、水戸の支流)の勢威も亦熾盛となり、此の爲めに、再び藩中に於ける結城殘黨の勢焰を高めて、黨争を再發し、一番を紛淆せしめんを恐れ、如何にもして井伊を黜けて、自國の安全を謀らんとせしに因るものゝ如し。是れ水藩と井伊大老との關係を観察する上に於て、一考を値するものなりとす。

五月以降閣中に於て、南紀迎立に決し居りし事上述の如し。然るに之を發表せざりしは、恐らく夫の一橋黨の失敗の餘憤を條約可否の問題に洩らす事あらんを恐れしものなるべし。しかも此の種の憂慮は、稍事實となれり。慶永等は窮餘の策として、尾水並に大廣間諸侯等と結び、故らに條約可否に就いての建白を猶豫し、時日を遷延せしめて、其の間に回復の策を講せんとせり。蓋し建儲の發表の、必ず條約に就いての答議の略、出揃ひし後にあるべき事は、彼等の看破せし所なればなり。然れども事齟齬して行はれず。又水藩の策士は、問々の餘策を案じ、尾水兩侯を煽揚し、急に登城して、直接將軍に謁し、一舉して井伊以下の反對黨を閣中より排除せしめんと企つるに至れり。此

の事は當時成功の望なかりしが故に、決行の運に至らざりしが、後遂に所謂「押掛登城」の舉動に出で、一敗地に塗れしは、早く此の時に因り。

慶永宗城等の執りし最後の策は、土佐侯山内豊信の三條前内府と姻戚あるを利し、山内より三條を説き、近衛左府等と謀り、朝廷より幕府に對し、目下の時局將軍の儲貳たるものは、英明年長人望の三件を具有する一橋ならざるべからざる旨の降勅あらん様斡旋せしめんとするにありき。彼等は又三條の井伊大老と親交あるを幸とし、内府をして一橋援立の必須なる所以を、大老に勸説せしめんと試みたり。然れども此等の籌略亦全然失敗に終れり。

五月の末に及びては、勅答に關する諸侯の建白も漸次差出され、残れるは松平慶永等二三者に過ぎず、是に於てか、大老等は時機至れりとや思ひけむ、六月朔日諸侯登城の際、三家兩卿(田安、一橋)及溜間詰諸侯を止めて、大老々中等面接の上、遠からず將軍近親中より養君を定めらるゝ旨の内意を達せり。されど此の時は、未だ其人の紀伊慶福なるを發表せざりしのみならず、却て反對黨の氣勢を殺がん一策として、儲君は一橋卿なる旨の風評を、府の内外に流布せしめたる形跡あり。之が爲め、一度絶望せし一橋黨中にも、稻生氣を復し、眞偽を疑ひながら、萬一の望を繋ぎしものあり。而して幕府既に建儲の議を決せし後、一度朝旨を請ふは其舊規なり。但し其人を指さず、朝廷に於ても之を問はずして、直ちに裁可せらるゝを例とせり。是れ慶永等の尙乗じ得る唯一の機會なるが

故に、彼等は此の際に及びても、前述の最後の策の實行に死力を盡くせしが、遂に徒勞に歸せしは詮なし。

此る間に幕閣の豫期せざりし一大事件發生し、朝野を擧げて紛擾の中に陥ると共に、俄に條約繼嗣の兩問題を決するの機會を作り、幕府と勤王黨、南紀黨と一橋黨をして、遂に相摺撃せしめ、一轉して舉國を革新の渦中に投ずるに至れり。是を諸外國軍艦の沓至とす。

參 考

(一)本節は専ら昨夢紀事及び井伊直弼公用方秘録同秘書録に據れり。

第二節 米國通商條約の調印

米國通商條約の本書は、本年正月五日を以て議定を了せしが、(其後の會見は専ら税制の協議に費せしなり)しかも調印に至りては、京師の勅許を経るの必要あればとて、正月より二月の後、三月五日を以て其期と定めたり。然るに堀田閣老の勅許奏請の爲め上洛中、右の期日に迫りしを以て、三月朔日備中守より一書を米使ハリスに與へて、延期を求めし事は前章に述べたるが如し。條約の勅允は容易に得られざりき。備中守及岩瀬肥後守は、米使と折衝の策に苦慮しつゝ、相前後して歸府せり。備中守は歸着の後、二十四日を以て自邸にハリスを延見し、告ぐるに京師の事情を

以てし、尙暫時の猶豫を求めたり。ハリスは今迄は將軍政權を専らせらるゝと聞きしに、京師にて決せらるゝ事ならば、己も直に彼の地へ赴きて談判せん、調印の期も速に過ぎ去りて、待つに際限なければ、是非とも至急の調印を促さざるを得ずと強論して、容易に肯んせざりしが、彼も漸く我が國情を洞知して、將軍の實權の陵夷を看破し、幕府に不利を與へざらんとせば、隱忍以て時機を待つ必要なる所以を領會しつゝ、ありしが如し。

二十六日應接掛井上岩瀬の二人は、再びハリスと會して、條約調印の期日を議したり。嚮に幕閣に於ては、備中伊賀以下有司協議して、ハリスをして更に二ヶ月間調印の延期を承諾せしむるに決せしが、井上等は尙之を難んせり。獨り井伊大老は、必ず六ヶ月の猶豫を諾せしむべしと論せしが、此の日の應接に於て、岩瀬等は今後凡三月の中に調印せんと謀りしに、前述の如く、ハリスも幕府の事情を洞觀して、徒に赫怒を發せず。結局軍艦渡來せざる間は、上の如く延期を諾せん、若し來らば翌日にも調印を求めんと云ひしが、岩瀬等は尙軍艦の渡來は明日にも知れざる事なればとて、之に應せず。ハリスは又凡そ七月下旬の日限を記して、今調印し置かんと提言せしも、我は公明の處置に非ずとて之を拒み、議尙決せず。後二十八日の應接に於て、ハリスも遂に三月の猶豫を諾し、結局五月二日、閣老連署の一書を彼に與へ、本年正月五日議定の條約に就いては、我に於て舉國の安寧に關する重事なれば、七月二十七日迄調印を延引し、此の後他國との條約を締結するも、米國

條約に調印の後三十日を経ずんば、之に調印せざるべしとの公約を結びて、漸く燃眉チンビの急を凌げり。仍つてハリスも一先づ下田に歸り去る事となりしが、此の後數十日は、幕府の焦心して、再び勅許を奏請せん爲め、諸侯の建白の出るを待ち居りし時なりき。

此の時に當りて、東亞に於ける英佛露三國の地位に變動を與ふべき一大事件發生しつゝあり。前年（一八五六年十月、我が安政三年）清國廣東に於て、アロー丸事件なるものあり。清國官吏が英清追加條約第九條を無視し、英國主權内に入りたる清國の罪人を、英官吏の引渡を待たず、擅に拿捕せしとの廉にて、英清兩國の間に隙を生せしが、清吏固陋にして過を謝せず。又會、佛國宣教師の、清吏の爲めに殺害せられしものありして、新に清佛間の葛藤を生せしも、清國政府復佛の要求を容れず、遂に禍端を激發し、英佛兩國聯合して、清國問罪の兵を發するに至れり。爲めに翌年十二月廣東燒拂はれ、總督葉名琛セツインの生擒せられしのみならず、聯合軍北上の後、本年五月に白河砲臺陥り、天津も外兵の蹂躪に委せしが、漸く和議初まり、六月二十六日（我が五月十六日）英國使節エルデン卿（Earl of Elgin）及佛國使節グロー（Gros）と清國全權委員との間に、天津條約を締結して、東亞に於ける英佛の地位に一轉進を與へたり。

天津條約の成りし時は、ハリスの幕府の請を容れて、條約調印の延期を諾し、下田に閑居して、期の至るを待ちし時なり。然るに英佛兩國は、豫て米國と同じく、我を促して外國との通商を開始せしめんとの希望を有せしを以て、今戰勝の餘威を藉り、本邦に沓至し、一舉して積年の志望を達せんと企畫したり。

天津條約成立の報は、直ちに香港碇泊中の米船によりて下田なるハリスに轉致せられたり。乃ち五月の末、米船一隻長崎に入り、類船の到着を待て、下田箱館に向はんとし、又遠からずして英艦渡來すべしとの説を傳へぬ。右の報六月四日幕府に達し、有司は此の時より略、英艦の來着を豫期したり。同月十三、十五の兩日嚮きに長崎に入津せし米船二隻は、前後廻航して下田に入れり。是に於てハリスは彼此商量の結果、我を促して條約を締結せしむるの好機至れりと思惟し、十七日右の一船に乗じて、神奈川に向ひ、小柴沖に入津せり。加之十六日には、露艦一隻下田に入りしが、其艦將は夫のブーチャチンにして、是亦英船の到來を我に豫報せん爲め渡來せしなり。彼は下田奉行中村出羽守の制止をも聽かず、米船の後を追うて、不日神奈川に來らんとす。

此報の江戸に達するや、（十八日）幕府は直ちに岩瀬井上の二人に、ハリスとの應接を命じ、即夜品川より出發、海路神奈川海面に赴かしめ、又別に目付永井玄蕃頭、在府箱館奉行堀織部正、目付津田半三郎の三人を選びて、岩瀬井上の二人と共に、英佛露との應接に當るの準備をなさしめたり。而してハリスの今急遽來り求むる所は、不日英佛軍艦三四十隻、清國戰勝の勢に乗じて到來し、條約を強要するに先ち、米國との條約に調印を促すに在る事も既に幕府の聞知する所となりぬ。蓋し

ハリスは、四月の末三月の延期を肯諾せしも、今若し英佛露等兵力を以て本邦を壓迫し、通商條約の締結を迫るに至らば、其要求の過大にして、本邦に不利を醸すの恐あるのみならず、或はハリス先鞭の功を成さずして、自國の聲譽を墜さん事を慮り、寧ろ前約を翻し、我をして斷然調印せしむるに如かずと思惟せしならん。

是より先き、幕府并に衆諸侯の間にありて、條約の調印につき、必ず勅允を須つべきや否やにつき紛々の論あり。幕閣に於ても、伊賀守の如き、最も京師を壓倒するの念ありと傳へられぬ。諸侯中、山内豊信、松平慶永の如きも、必ずしも、勅允を必須とせず、彼等は稍、朝紳の國家の危機に乗じて、幕權を殺がんとする傾あるを快とせざりしに似たり。されど慶永は、如何なる場合にも、幕府の獨斷を可とするに非ず、彼は幕府百般の措置にして、舊來の如く因循姑息を事とし、屢、公言せる如く、積弊の革新を實行せず、諸侯をして失望せしむるが如き舊態を改めざるに於ては叡慮の安んぜられざるも尤なれば、條約の調印を斷行せんと欲せば、先づ政務の刷新を行はざるべからずと主張するなり。而して其一要件として、一橋建儲を希望せし事勿論なりとす。夫の井伊掃部頭の如きは、最も勅准を得んことを希望せりと信すべき理由あるも、新にハリスと約せし七月末の期日に至りても尙廟堂に囂々の論ありて、大事を誤るの恐ある場合には、已むを得ず、幕府にて專決する事あるべきを豫想し、腹心の臣長野主膳をして此の旨を含みて、京中に周旋せしめたるは事實なり。只水戸

齊昭は宗藩として幕威の陵夷を望まざるの情なきに非ず、隨て叡慮を安んずるの道立たば、大政委任の廉を以て、或る程度迄幕府專決の理あるを認むるもの、如しと雖も、表面飽く迄も朝旨を遵奉すべしと説き、尾張慶恕に至りては、最も強硬なる勅許必須論者なりき。然るに此る議論の間に、俄然として列國軍船は沓至せり。

十八日岩瀬井上の二人は、神奈川沖に於てハリスに面接し、其言ふ所を聞きしに、彼は果して、今に於て條約の調印を求むるなり。其理由としては、英佛兩國清を屈服せしめたる餘威に乘じ、數十隻の兵船を率ゐて、將に江戸に來らんとす。其の要求する所、必ず米國の比に非ざるべく、日本は其交渉に苦しむならん。今若し速に既成の米國條約に調印を了すれば、ハリスは日本の爲めに斡旋し、誓つて他國をして米國條約と同様のものにて甘諾せしめんと云ふにありき。

十九日岩瀬等江戸に歸り、ハリスと交渉の委曲を復命したり。仍て幕閣に於て、勅許を待たずして調印するの可否に就き評議あり。伊賀守の如きは、長袖者流の議論を迎合して、其望に副はんとするは至難の事たり、機を見て專決せずんば、覇府の權を失し、又天下の大事を誤らんと主張し、備中守は敗軍の將の思をなして、初より一言を出さず。海防掛の諸有司も、目下媿々の論を容るゝの餘地なし、ハリスの求に應じて調印するは、英佛の兵威に屈して、大辱を取るに勝る事萬々なりと論じて均しく斷行を望みたり。されど井伊大老は尙國難を激發せんを恐れ、必ず京師に奏して、朝

命を請はんと主張せしも、若年寄本多越中守の左袒せしのみにて、衆論多く之に與みせず。勅答の趣にても、國體を汚さざるを主眼とせらるれば、徒らに古制に泥みては、憂患今日に十倍すべく、一旦爭端を開かば、皇居を始め、沿海の防備未だ充實せざる今日到底勝算なし、故に今斷然調印を諾するの外なしと論じて已まざりき。されば、大老も事情の餘儀なきを知るも、彼の最も恐るゝ所は衆諸侯の不服にあり。故に岩瀬井上等をして、成るべく朝旨を得るまで、調印を猶豫すべきを命せしも井上は萬已むを得ざる際に及びては調印を許さるべきや否を反問せしに、大老も流石に之を拒み難く、遂に之を許し、やがて將軍の裁可をも得、兩人は再び神奈川に向へり。

掃部頭は此の如く一方には應接掛を督勵しながら、他方には伊達宗城(遠江守)を招きて(十九日)、幕議の内情を語り、明日は諸侯を登城せしめて、調印の可否を諮詢せんと欲すれば、其時は遠江守初、同志の諸侯共に、朝旨を請はんと自説に左袒せん事を求めたり。仍て宗城も之を承諾しぬ。松平慶永も亦之を傳聞して、同夕掃部頭を訪ひ、今に於て幕府にて專決するの非を説き、又「夷情」よりも天意を先にしての評議を求めたり。

されど諸侯へ諮詢するの議は、衆論の阻遏する所となりて、單に大老の希望に終り、實行を見ざりき。而して再び神奈川に赴きし岩瀬等は、二十日の應接に於て、ハリスの説服に盡力せしも、結局調印を諾するの餘儀なきに至れり。此の時ハリスは自己の使命を全うせんと欲しながら、却て己れ

の後援として一隻の軍艦をも有せず、全く他國戰勝の餘威を利用して、其所志を貫徹せしなり。彼が折衝の巧妙にして、機會を捉ふるの敏なる、流石の岩瀬等をして一籌を輸せしめたる感あり。此の如くして、當時の大題目たりし條約調印も、幕府の專決に成りて、漸く其局を了せしが、之れよりして稍、外來の壓迫を緩和したりと雖も、却つて内國紛亂の機を作りしは是非なし。

是に一言を要するは、條約調印に對する幕府上下の態度の由來なり。余を以て見るに、當時朝野を問はず、何人と雖も、必ず勅許を待ちて調印すべきや否につき、時務に適切にして而も確乎不拔なる定見を有せしものなし、又有するを得ざりしなり。されど一度外來の壓迫に遇うて、其容易に排除し難きものなるを見ては、最も苦痛を感ずるは、處決の責任を有する當路の有司なり。之に反して、外間の議論は、多く實行し難き空論に馳せて、難を當局に責め、其苦衷を諒せざるもの多し。こは何れの時代に於ても、其揆を一にする所にして、全く彼等の單に理想を追求して、實情に疎きに由るものなり。而して上の場合に當り、幕府有司中に於ても、其地位と責任の多少とによりて、其所見を異にす。井上岩瀬等の頻りに調印斷行を主張せしは、専ら外艦と鉾端を開きし際の患者を思うて、未だ充分に、幕府の專決に伴ふ事後の困難を豫想せず、是れ其職分の外交一面に限りて、諸侯に對する責任を負荷するの地位に非りしを以てにあらずや。井伊大老の最後まで勅允を要とせしは、其着眼の單に外交一方に止まらず、將來必ず紛起すべき朝紳と諸侯との異論を憚りたればな

り。されば井上等の外交關係の切迫を説くを聞きては、勿論萬一の憂なきに非れば、剛毅彼の如き人と雖も、一概に實際交渉の任に當れる有司の主張を抑ふるを得ず。遂に已むを得ざる場合の調印を許し、岩瀬等に斷行の餘地を與へて、結局責任の全部を自己の一身に受けたり。加之掃部頭に多とすべきは、彼の十九日夜其謀臣宇津木六之丞等の、將來主君の遭遇すべき困難の大なるを憂ひて、調印專決を諫止せしを逃つて、大政の委任を受けし覇府としては臨機の權道なかるべからざるが故に、今に及びては調印も已み難き處置なり、但し勅許を待たざりし罪は、甘じて自己一人に受くるの決意にあれば、又多く云ふ勿れと語りし意氣にあり。彼の苦衷亦諒すべきに非ずや。

參 考

(一)及(三)左に抄出せる井伊直弼公用方秘録の文は、能く直弼の若衷を示すものにして、之と符合する記事も、昨夢紀事に見ゆるが故に、當時の真相を知るの好史料たるべし。

六月十九日條

今日應接掛り井上信濃守、岩瀬肥後守金川より罷歸り申出候は、近々英佛之軍艦數十艘渡來致候趣、尤清國に十分打勝、勢に乗じ押懸り候事に付、應接方其御面倒に可相成、乍去假條約書に御調印濟御渡し相成候は、如何様にも骨折、御迷惑に相成不申様取計可申旨(ハリスの言なり)申間候間、三奉行始御役人中一同御評議に相成候處、軍艦數十艘渡來之上御免し與相成候而は、御國威も不立に付、唯今御免に相成候方可然旨、異口同音に御申立被成候間、天朝え御何濟に不_ニ相成_一内は、如何程御迷惑に相成候共、條約調印

は難_ニ相成_一旨被_レ仰候處、(直弼の説)御尤と御同心被_レ成候は、若年寄本多越中守計に而、其餘之衆は何分數十艘引請候上之應接と相成候而は、假條約丈けに而は相濟不_レ申様相成可_レ申、實以不_ニ容易_一儀。

天朝より被_レ仰進_レ候義も、御國體を穢不_レ申様との御趣意に付、古制に泥み居候而は、憂患今日に十倍可_レ致、無_レ據御譯柄、御申解は如何程も可有_レ之候へども、一旦爭端を開き候而は、皇居始沿海御手當も行届不_レ申事に付、調印致相渡候より外無_レ之旨御申立に付、尙御考可_レ被_レ遊旨被_レ仰、御用部屋へ御歸り、尙御評議被_レ成候處、堀田備中守様、松平伊賀様守には、素より御許可被_レ成御底意、其餘之方々様にも、指當り致方も無_レ之に付、成丈爲_レ引延_レ候方可然趣を以、井上岩瀬兩人御呼出、如何様にも骨折、天朝え御何濟に相成候迄引延し候様被_レ仰候處、信濃守、被_レ申候は、仰之趣奉_レ畏候得ども、不_レ及_ニ是非_一に_レ節には、調印可_レ被_レ仰付_レ哉と御同被_レ成候間、其節は致方無_レ之候得ども、成丈相働候様被_レ仰候得ば、肥後守御中には、初より左様之了節に而は、逆も行届不_レ申に付、是非とも引延候覺悟に而、應接可_レ致趣御申被_レ成、則其趣を以御何濟に相成兩人には御申立被_レ成候由、御歸館之上被_レ仰候に付、再御前え罷出(宇津木なり)、譬公方様え何濟なりとて、

天朝之御沙汰を不_レ被_レ遊_レ御待_レ條約に御調印御達被_レ遊候は、全隱謀方(一橋黨を云ふ)之術中に御落入被_レ遊候と申者にて、御違勅と申唱へ、議奏可_レ致、實に御家之御大事、其罪御一人に御引受被_レ遊候様可_レ相成に付、急速加奈川え御使を以、調印御差留被_レ遊候様申上候處、

公方様え何之上、既に相達候事に付、今更私に差留候譯には難_ニ相成_一と之御意に付、猶又平常天朝を御尊敬被_レ遊候御前に而、京都之御沙汰をも不_レ被_レ遊_レ御待_レ右様被_レ遊_レ御達_レ候は、如何之御次第に御座候哉と段々御迫り申上候へば、其方共申處、一理尤には候得ども、事危急に迫り、勅許を待候餘日も無_レ

之、猶又海外諸蕃之形勢を考察致候に、昔と違ひ、航海之術に達し、萬里も比隣之如、交易通商を開き、其外兵器軍制等皆實戦に試み、國富み兵強く之を拒絶し兵端を開き、幸に一時勝を得候とも、海外皆敵と爲る時は、全勝孰れに在るや量るべからず、苟も敗を取り、地を割き、償はざるを得ざる場合に至らば、國辱焉より大ひなるはなし、今日拒絶して永く國體を辱かしむると、勅許を待すして、國體を辱めざると孰れか重き、唯今に而は、海防備十分ならず、暫時彼が願意を取捨して、害なきを擇み許すのみ。且

朝廷より被_レ仰進_二候義は、御國體を穢さる様との御趣意に有_レ之、抑も大政は關東へ御委任、政を執るも

の臨機之權道なかるべからず、然といへども、

勅許を待ざる重罪は甘じて自分一人に受候決意に付、亦云ふ事勿かれとの御意有_レ之、夜も追々更候に付、御休息可_レ被_レ遊様申上、直様奥へ被_レ爲_レ入。

(二)六月十九日、巳の刻比にやあるべき、伊達遠江守殿御入來ありて(松平慶永邸に)御物語ありけるは、昨夜大老より申來り、唯今往き候ひしに、大老のいへるは、昨日亞墨利加船渡來して、使節のいへるは、此度英吉利佛蘭西の軍艦、天竺支那に打勝たる猛勢に乘じ、日本海へ乗込、條約取結び可_レ申との事に付、近々來船可_レ致答の由、其節には暴威に任せ、如何なる難題をも申出候半も難_レ計、夫を拒み候時は、兵端開き可_レ申、是に恐れ望に任せ候様にては、重々不都合にも可_レ相成_二候へば、唯今の内に、是迄のアメリカ假條約に調印致、夫を以、餘國へはハルリスより品能申談、アメリカ條約の通りにて、事済に取計ひ可_レ申と懸念に申聞候趣なり。夫には如何致し可_レ然哉と評議區々なれど、余は(直弼)京都へ申上たる上の方宜しからんと申候へど、衆論は左様では、御手後れの事になるべきとて、更に決せず。夫故明日は此事を諸大名に御相談ある様に

いたすべくと思ふが、如何思ふといはれし故、遠江守殿も、如何にも不_レ容易_二御大切の御場合なれば、評議にかけられんも御尤なるべしと御答の處、さらば評議になりたる時、遠江守殿初同志之諸侯一同して、大老の説に左祖せらる、様に頼まれたるなり。……………

此夕公(松平慶永)井伊掃部頭殿へ御出ありて、異船渡來して、種々申立候儀も有_レ之哉にて、人心も何とやら穩ならず相聞え、條約杯の事杯も御濟しにもなるべき歟との沙汰も候が、虚實如何候哉、事品によりては、天下の御大事にもなるべきかと存候がと問はせ玉ふに、掃部頭殿如_レ仰以の外騒々敷事にて、云々の次第甚甚心痛せらる、由にて、遠江守殿へ物語られたる通りを申出さる故、公最初より關東限りの御取計ひになり來りし事ならんには、兎も角もに候へど、一段備中殿御上京あつて御伺にも相成、勅答もあらせられし上に候得ば、夫を脇にして、差當りたるとて、幕府限りの裁決となり候ては、天意の程も如何あるべからんや、いづれに衆議ありて衷情よりは天意をこそ専らに御評定あり度候へと仰ければ、余は兼て京都の事は厚く心得候て、是こそ第一義なるべけれと言葉を盡し候へど、備中は敗軍の將にて、言句も出さず、伊賀は一口に長袖の望に適ふやうにと議するとも、果しなき事なれば、此表限りに取計らはずしては、覇府の權もなく、時機を失ひ、天下の事を誤るよしを主張し、海防掛りは恐怖而已にて、兎も角も差向きたる難を遁れんとの情態、唯本多越中計は余と同意にて、其他は一人の味方なくて、孤立の勢ひなれば、偏に貴兄初の援助を依頼するの外なし、伊賀杯は小身者の分際として、此頃は權威に誇り、傍若無人の有様、此度の事杯も、我意に任せて、京都を押付んと致す條言語道斷なりと罵らる。……………(昨夢紀事安政五年六月十九日條)

(四)本節の参考書も前に同じ。

第三節 紀伊慶福の迎立と尾水越三侯の蟄居

米國通商條約の調印を了するや、井伊掃部頭は直に事後の處置に着手せり。而して其の第一に願慮すべきは京師なるが故に、翌二十一日堀田備中守以下五閣老の連署を以て、不_ニ取敢_一一書を傳奏廣橋、萬里小路の兩大納言に致し、已むを得ざる事情ありて調印せし旨を告げ、又別紙を以て必ず勅許を賜りて後調印すべき筈なるも、若し機を誤らば、列國軍艦沓至して、清國の覆轍を踐む恐ありしを以て、右の擧に出でたる旨を具申せり。

次に來りしものは、列侯に對する處置なり。即ち大老は二十二日を以て諸侯を登城せしめ、一片の諭告を發せんとして、先づ一二閣老の更迭を行へり、此の時上田侯松平伊賀守は幕威の振張を喜びて、朝廷と諸侯とを壓倒せんとするの念強く、隨て諸侯の怨を買ふ事多かりしが故に、彼の在職は今後の處置を困難ならしむるの恐あり。加之次第に大老と時權を争ふの傾ありて、彼を怒らせし事少なからず。右等商量の結果に出でしや否やは明らかならざるも、大老は遂に將軍の旨を承けて二十一日の夜、伊賀守の登城を止めたり。又堀田備中守は一橋擁立の事に因りしにや、早く將軍の意に忤ひしが如く、屢々罷免の命ありしも、掃部頭常に之を救護せり。然るに此度伊賀守の免せられんとするに及び、備中守も京師に於て事を誤りし責あればとて、更に將軍より示命する所ありしを

以て、掃部頭も已むを得ず伊賀守と同じく登城を止めしが、二人共にやがて免職の沙汰を受けたり。さて二十二日諸侯に發せし諭告の文は、大意京師に奏せし所と異ならざりしが、終に今後の處置につき、各、所見を建白せん事を求めたり。今聽つて諸侯の態度を窺はんに、夫の一橋慶喜は最も皇室の尊奉に傾ける人なりしを以て、二十日勅准を待たず、條約調印を了りし由を聞知するや、有司の專斷を怒る事甚しく、父齊昭及尾張慶恕、田安慶頼等と力を戮せて、幕府に建白する所あらんとし、其侍臣平岡圓四郎等最も奔走に力めたり。其の爲めにや、水戸齊昭は二十一日、既に調印を遂げし事實を知らざるが如くして、一書を大老等に送り、若し已むを得ず條約に調印するの議に決せば、必ず大老々中の中直ちに上京して、朝旨を請ふべし、若し之に先ち幕府にて專斷する如き事あらば、祖宗以來朝廷尊崇の大義を失ふべしと忠告し、又條約の内容縮少の意見を述べたり。之に對して、掃部頭は極めて圓滑に、調印の已むを得ざる所以を述べ、又事情奏聞の幕使は、不日出發せしむる旨を答へたり。されど齊昭たる者いかで此の答辯に満足すべき、愈、尾越兩侯を促して、有司の責任を問はんといきまけり。されば二十二日安島彌次郎は、其主齊昭の書を携へて、松平慶永の臣中根雪江を訪ひ、一橋の侍臣平岡圓四郎も來會して、井伊掃部頭以下今回條約調印に關係ある有司を除き、幕府の爲めに天朝に謝するの道を求め、又慶永等をして政權を把握せしむる手段を謀議せり。是に於てか、將軍繼嗣問題に對する一橋の缺望は、一轉して外政問題の上に發展したりと推斷せざ

るを得ず。人情の機微は此る間に存すればなり。此る密計あればにや、此の頃松平慶永等の幕府に對する態度、俄に不遜となり、往々幕命を拒捍するに至りぬ。即ち此の時、英佛軍艦遠からず渡來すべしとの報聞頻に臻りしを以て、幕府は萬一の事變に備ふるの必要を感じ、二十一日松平慶永に令して、松平隠岐守(松山侯)と共に、神奈川横濱の警衛に當らしめ、又京都、大阪、兵庫、堺、上總、富津フツツの防備につき夫々發令せり。然るに慶永は右の幕命を甘諾せず、流石直に之を拒捍するには至らざりしも、或は在京の家臣少數にして、到底數十艘にて渡來の外敵に對抗し難ければ、封地より兵士の到着する迄は出兵を猶豫されたと云ひ、或は幕府の親藩に列するものとして、松山藩の如き譜代諸侯と肩を比するは、祖先を辱め、家臣の不平を招くものなりと訴ふる等、極めて傲岸の態度を示して、容易に命を奉せざりき。而して此の時伊達宗城等の岩瀬肥後守と内外相應援し、二三閥老を説き、慶永を薦めて大政に參與せしめんと企てたるは、如上の態度と共に、井伊大老以下の猜疑を招き、慶永等は畢竟政權爭奪の非謀を有するものにして、即ち水戸齊昭の反謀に與するものと推斷せしめたるは、後日奇禍を招く主因となれり。

二十三日には老中の新任あり、太田道淳(備後守)と改む、掛川の前藩主(間部下總守)詮勝(江侯)松平和泉守(乘全、西尾侯)の三人閣中に入れり。此等の人は皆太平の世の執宰たるべき人にして、目下の難局に處すべき器に非ずとの世評ありて、幕閣に對する一派の不信は益々高まれり。

前日條約調印の報に接するや、一橋慶喜は有司の違勅を面責せんとし、老臣をして大老を橋府に徵さしめしも、大老公務多端の故を以て之を辭す。仍て又田安家老水野筑後守を呼び、明朝登城の決心を告げ、其主慶頼に事を共にせん事を勧めしめたり。乃ち今朝(二十三日)田安一橋の兩卿共に登城せり。此の時慶喜は嚴しく大老を面責し、就中違勅の罪の重大なるにも拘らず、一片の奉書を以て、京師に奏聞せし不都合を詰りしに、大老多く争はず、必ず遠からず大老若くは老中の一人上京して、罪を閣下に謝すべしと答へし爲め、嚴責を加ふるを得ずして止めたり。其後慶喜は又太田以下の閥老に面して、同様の不都合を難詰して後下城せり。

翌二十四日は幕末史上最記憶すべき日なり。水戸齊昭、慶篤父子は、尾張慶恕と共に相携へて登城し違勅の件につき、井伊大老と激論を發せり。そも齊昭は退隱の身なれば、先年外政の參與を解かれてより以來、遂に登城せざりしに、今日俄に其事ありしのみならず、豫て幕議反對の聞ある尾張慶恕と同行せし事なれば、營中の上下何事の起りしならんと驚動せしが、齊昭意氣軒昂、大老をして罪を引いて自殺せしめずんば已まずと聲言し、辭色激越を極めしと雖も、愈々面接するに及びては、大老々中等巧に應接して、其の鋭鋒を避けしのみならず、齊昭慶恕等の論旨も亦歸着する所なかりき。例へば齊昭は松平慶永を推して大老に任すべしと云ひしに、間部下總守の爲めに既に掃部頭のある上は、幕制に大老二人を置くの例なしとて拒まれ、慶恕は今更らしく一橋を儲貳とすべしと云ひ出

せしに、大老は儲君は台旨に出れば、閣臣の私意を以て取計ひ難しと論破し、齊昭の建儲の如き私事は後日を期すべしと云ひしをも拒斥したり。慶福は又直に將軍に謁せん事を求めしが、將軍病あればとて遮ぎらる。此くて齊昭等は一も其目的を達せずして、空しく下城せざるを得ざりき。是に於て天下の切望せし「水老公」の聲譽一朝にして失墜するに至りしは、當時同志の士の痛恨せし所なりき。

是に於て余は六月以來に於ける繼嗣問題の發展を語らざるべからず。本月朔日、大老は遠からず建儲あるべき旨を、三家等に内達したる後、同十八日を以て、愈、紀伊慶福の迎立を公表せんと欲し、其間に朝廷に奏請の手續を了せん爲めに、二日使を發せり。よりて朝廷にては、八日勅許の報書を賜ひしに、途中停滞せるにや、十五日に及びても尙江戸に達せず。幕府は十八日の發表に支障を生ずるを慮り、道中奉行に令して途中を搜索せしめたり。然るに此の際米艦渡來し、ハリスの強求初まり、京師の奉書も未だ到らざりしを以て、十八日の發表は遂に延期せられしが、大老は速に儲君を立て、人心を定め、反對黨の密謀を破らんと思惟せしを以て、二十三日京師の答報至るや、一日を距て、二十五日を以て愈、儲君を定むるに決したり。此の幕議は直ちに外間に洩れしを以て、之を窺ひ知りし一橋黨の憂悶と惶惑は一方ならず、愈、最後の活動を試みたり。しかも事件は違勅調印の件と交錯して、甚だ奇態なる現象を惹起せり。前述の齊昭等の「押掛登城」も亦此の消息を洩ら

すものと云ふべし。随つて夫の尾張慶福の一橋推殺が、徒らに大老等の冷笑を買ふに過ぎざりしも、彼等の右の真情を看破せしに由るなり。一橋黨の類瀾を既倒に回さんとする行動は右に止まらず、此の朝松平慶永も亦井伊大老を藩邸に訪へり。彼は先づ違勅調印の不都合を語りしが、大老應答を避けて服するの色なし。尋いで慶永復繼嗣の議の決を問ひ、且つ目下違勅の件につき、幕府の最も謹慎を要する際なるに、建儲の如き一家の私事を天下に公表するは、京師に對し恐なきに非ず、宜しく儲君發表の期を延すべしと論せしに、播部頭佛然色を作して之を峻拒し、且つ、登城の時間迫ればとて、袂を拂ひ内室に入りて復出です。仍て慶永も已むなく邸を出で、直に登城せり。是れ前日齊昭より報知ありて、城中に於て共に閣老等に談判すべきを約したればなり。さて慶永登營せしに、老中等其の三家の主と同席するを拒みしを以て、已むなく獨り久世閣老に面せしが、こも亦専ら建儲の議に關するものにして、大意大老に説きし所と異ならず。彼等の建儲を妨げんとせし狀凡そ此の如し。後二日、二十五日遂に列侯總登城の命あり。此の日紀伊宰相慶福を立て、將軍世子となせし旨を布告したり。是に於て繼嗣問題は落着し、一橋黨の全敗に終れり。

一橋援立を以て積年の宿志となせし松平慶永は、閔々の情に堪へざりしにや、本日病と稱して登城せず。伊達宗城は其跡の幕府に對して不敬に涉るを憂ひ、同夜來りて忠告せしが故に、翌日祝賀の惣出仕には登營せり。されど奈何せん、彼に對する幕府の嫌疑は容易に解くべからざるものありし

を。蓋し有司並びに世人の多くは、尾水の押掛登城は、全く慶永の使嗾に出でたりと信せり。慶永は之を聞き、老中久世大和守に面し、其冤を訴へしに、大和守は其意を諒せしが如きも、未だ大老等の怒を解くを得ざりしが如し。然るに伊達岩瀬等は、尙頼勢挽回の念を絶つを得ず、外人の頻來を理由として、専ら外交事務に鞅掌する爲め、閣中に一局を開き、松平慶永を戴て總裁とせんと企て、密に周旋せし爲め、彼等を以て政權を私せんとする異圖を懐くものと認めれ、大老等は、愈、彈壓を加へんとせしなるべし。

此の他將軍家定脚氣を病みて俄に大漸に及ばんとす。彼は前日水戸齊昭等の登營して、大老を斥けんとせし舉動を聞いて激怒し、旨を大老に含めて、彼等を黜罰せんとせり。大老も亦嚴譴を下して、幕權を張るに如かずと思惟し、太田間部等も亦之に同せり。獨り久世大和守一人は、將軍の病篤ければ、天下の或は閣臣の私意に出でたりと疑はんを恐れて、將軍快復の後にすべく、萬一將軍の喪に會せば、新將軍立ち後見職の定まるを待つべしと主張せしが、大老は今に於て台命あるは、必ず將軍即世の後、幼沖の世子嗣立に際し、國亂を激發せんを憂へられしものなれば、此の際直ちに斷行するを可なりとし、大和守の言を容れず、遂に七月五日尾水越三侯に嚴罰を加へたり。即ち尾張慶恕、水戸齊昭、松平慶永の三人に憤隱居を命じ、各、其邸内に蟄居して、親族と雖も、書信の往復を嚴禁せり。而して尾藩は其支藩美濃高須城主松平攝津守(義比、後、茂徳)をして、福井藩は同

く支藩越後絲魚川の領主松平日向守(直廉)をして嗣がしめ、又一橋慶喜も當分の間登營を止められ、水戸慶篤も父に心添せざる廉により、同じく登營を止めらる。

右の如く幕府の宗藩に對する黜罰は、世人の甚だ意外とせし所にして、何人も大老等の斷決に驚かざるものなく、且つ私に幕府の自ら羽翼を殺ぐを危むものあり。而して徳川氏衰亡の機運は、此の時より著しく、殆ど急轉直下の勢を成せしも已むを得ざる所なるべし。

參 考

(一)本節の参考書も前二節に同じ。

第十五章 戊午の大獄

安政戊午の大獄は幕府掉尾の大活動なり。其事専ら井伊掃部頭の斷と、其謀臣長野主膳の計に出で、間部下總守の力に成る。爲めに幕府を拒捍せし公卿諸侯諸士等、略一網に打盡せられ、餘黨一時屏息せり。されど是れ實は滔々たる奔波を遮ぎらんとして、設けたる堰堤エツダイに過ぎず。時代の潮流は蟻蝮キボクの一穴をもぐりて、浸潤汪溢せんする勢あり。有司の辛辣なる手腕に激せられたる四方不平の徒は、一時に群起し、捲土重來の勢を以て、幕府の基礎を動かさんとせり。されど此の大獄を起すには、固より起さざらんと欲するも能はざりし理由あり、後人の或は暴政と云ひ羅織と云ふは、充分に當路の苦心を諒せざるものにして、史家の口にすべきにあらざれども、只公平に觀察するも、此の大獄は正に政局轉旋の機をなせるものにして、一面より見れば、幕府の運命を縮めたる傾なしとせず。されば國家統合の期の、却つて之が爲めに催進せられたる事も疑なし。尤も史上の人物の功罪を定めんとするも、百年の後より云へば罪以て罪とすべからず、當時の禍にして後世の幸たるもの、往々古今史乘の示す所ならずや。故に余は只管見に隨ひ、此の事件の如何に發展せしかを叙述せんとす。

第一節 條約調印後京師及江戸の形勢

安政五年六月二十日、幕府亞米利加條約の調印を了するや、當路有司の最も苦心せしは京師に對する處置なり。そも條約締結の如きは、本來覇府の權を以て之を專斷するも、當時の國法の上より見て些の不都合なし。假令公卿諸侯に異議ありとも、幕府に於て、自ら任じて局を了し得るの自信を有すれば、初めより彼等に諮詢して、容喙の機を與ふるを要せざるなり。只悲しむべきは、漸衰の幕府自ら武備の廢闕に顧み、府庫の空竭に苦み、しかも強大なる外人を相手とし、國家の存亡を賭せる交渉の、如何なる邊にまで發展すべきかを測知し得ざりしが故に、勢ひ諸侯の協力を求めざるべからず。しかも幕威陵夷せし今は、一令の下に、同く衰憊せる彼等を動かすの力なくして、朝威を藉りて、自己の助となさんと欲す。されば梵鐘を砲銃に改鑄せんとしては太政官符を請ひ、外國條約を締結しては閣臣の上京を累はすに至りしなり。しかも朝裁容易に得難くして、外人に逼迫され、忽ち專決して善後の處置に苦むも時運の然らしめし所なり。さて調印の後二十二日に至り、幕府は閣老の連署を以て、傳奏デンソウ廣幡萬里小路の兩人に宛て、備中守上京の際の勅答の趣に隨ひ、三家以下諸大名の答議を奏覽せし上、亞米利加條約に調印すべき考なりしに、之を待つ餘裕なき形勢に立ち至りて、餘儀なく、條約調印を了せし由を報じて、奏聞を望み、別紙に英佛軍艦清國戰勝の餘

威を以て、近日渡來すべき形勢ありしが故に、前後商量の結果、米國使節の求に従ひ、之に先ちて條約に調印せし理由を述べ、又其勅許を待たずして決行せしは幕府の安んぜざる所なる旨を謝したり。されど此の如き大事を奏するに、一片の奉書を以てするは、朝廷尊奉の趣旨に缺くる所あればとて、幕府に於ても使節を上京せしめんとせしに、一橋慶喜、松平慶永等之を督促する事甚しかりければ、二十四日には既に新任老中間部下總守をして入京せしむるに決し、二十六日下命あり、翌日大老直弼親ら九條關白に送りし書中にも此の趣を報じ、且つ強硬に外人に當らんと欲するも、内に幕府に對し異心を懷く徒あるを以て、先づ此の輩の彈壓を行はざるを得ず、故に希くは關白の庇護により、首尾よく條約の勅裁を得て後、速に強僭反測の徒を鎮壓し、以て叡慮を安んずるの法を講せんとの意を述べたり。之に所謂異心を懷く徒は、勿論一橋黨を斥せしなり。

然るに京師堂上の議論は、幕府の奏言を嘉納せず、六月二十九日傳奏をして朝旨を傳へて、幕府の三家若しくは大老の上京を命じたり。此の報七月六日江戸に達せしが、是れより先、將軍家定病漸く篤くして、何時變あらんも計り難かりしのみならず、三家の中尾水二候には昨五日を以て塾居を命じ、大老の一身も亦内外機務裁決の大任を負荷するが故に、萬事を擲つて朝命に應ずるを許さず。仍て幕府は九日を以て、實情を具して之を辭し、且つ間部下總守に上使を命じ、又酒井若狹守（忠義、小濱候）をも京都所司代に補して、不日上京せしむるを以て、先づ二人に萬事垂問あらん事を

希ひ、大老も擔任の要務を終へば、時宜により上京せしむべしと奉答せり。然るに將軍尋いて薨去したるを以て（發表は八月八日なり）、下總守の出發も次第に遷延せり。

此の比に當つて、堂上の形勢を窺ふに、青蓮院宮、三條内府を首とし、鷹司太閤、近衛左府、鷹司右府、中山大納言（忠能）、正親町三條大納言（實愛）等大に幕府の專斷を以て條約に調印せしを憤り、是れ直ちに遠勅の處置なりとて、日夜會議し、大に爲す所あらんとせしが、此の有様に及びしも、九條關白の井伊大老と結び、私意を挿みて國家の大事を誤りしが故なりと論じ、鷹司右府の如き、關白に迫りて辭職せしめんとするに至れり。嚮に朝命を藉りて一橋慶喜を擁立せんとしたる水戸、土佐、福井諸藩士の密計も、勿論此の際に行はれて、彼等の國家の前途を憂ふるの公情と、己が好む所に僻せし私情とは交、相雜り、後人をして曲直理否の分別に苦ましむるものあり。此る間に六月二十五日紀伊慶福建儲の報傳はるや、一橋に黨せし公卿輩は甚しく失望せしに反して、孤立無援の地位を守り、獨り幕府の政策に同情せし九條關白は、始めて蘇息の思をなせり。されど堂上地下に於ける兩黨の密計秘策は一々説述し難く、余は只相互排擠の甚しき、或は井伊大老九條關白と結託して廢立を圖り、主上を彦根城に遷し、祐宮を立てんとする密計を運らせりとの誣説さへも傳へらるゝに至りし事を記するに止めん。此の妄説は容易に宸聽を驚かすに足らざりしならんも、初めより攘夷に傾きし青蓮院宮鷹司太閤等屢々至尊に咫尺して密奏する事あり、爲めに叡慮幕府の處置を

嘉みせられざる事多かりしと云ふ。

此くて廟堂に於ける九條關白の地位は危殆を極めたり。此の形勢は其家臣島田左近によりて、井伊の謀臣長野主膳、宇津木六之丞等に密報せられぬ。之を聞知せし大老は固より晏然たるを得ず。蓋し當時に於て、九條關白は朝廷と幕府との間に架せられたる唯一の橋梁なり。此の橋梁の存せん間は、或は幕府は主上の信任を恢復し得る望あり。若し一朝之を失はんか、兩者は隔絶して、其間に横はれる鴻溝は容易に踰越し難きものとなるなり。鷹司三條等は之を熟知せるが故に、屢、九條に迫りて、關白を辭せしめんとするなり。之に反して、井伊大老は彼れの朝廷に對する政策の根本として、九條關白の擁護を必須とせり。是に於てか、七月中旬機略に富める長野主膳を京師に密行せしめて、頽勢の挽回を試ましめ、尋いで新任所司代酒井若狹守を上京せしむ。是れ京師を鎮撫し、浮浪の徒を糾察せんとするなり。又京師警衛に就ては、此比高松、松江、桑名、津の諸藩に下命する所ありし事は、既に第十二章第一節に叙し置きしが如し。

此の比水戸君臣の尙勢力挽回を希うて周旋せし有様は、何時しか幕吏に偵知せられしのみならず、江戸に於ても、駒込邸に塾居せしめられし水戸齊昭夜陰に乘じ、微行する事あり。其夫人芳子も小石川邸にありて、齊昭の意を承け、諸方へ通じ、請託する由傳へられしを以て、幕府は齊昭を以て京師動搖の禍根と認めたる如く、七月二十八日同藩の三支藩主(高松、守山、府中)に令し、其家臣

を駒込邸に遣して、齊昭謹慎の狀を監せしめ、又尾紀兩藩の附家老竹腰兵部少輔、水野土佐守をして、水藩の同役中山龍吉を助けて同く監督の任に當らしめたり。加之大目付山口丹波守、目付野々山鉦藏の二人に時々巡察を命ずるに至れり。上の如き命を受けたる水戸の君臣は、流石に其嚴厲に驚き、殊に尾紀老臣の干涉を憤り、翌日家老武田修理(後伊賀守、耕雲齋)太田誠右衛門の二人の名を以て、寛宥の處置あらん事を請ひ、且つ齊昭不謹慎の事實につき確證なきに、此の如き發令ありしに服せざる旨をも暗示したりき。幕府は之に對して、若し確實なる證左を得ば、此の儘に赦し置くべきに非ずと威喝せしが、又思ふ所やありけむ、尾紀老臣の干與を取消したり。但し此後夫人芳子を駒込邸に移したるは、内外相應援する道を絶たんとせしならん。

幕府は此の頃一書を京師に致し、略、水戸齊昭不謹慎の狀を述べて、今後朝廷に於ても其進言を聽納せられざる様密奏せしが、此の書は二十五日到着せり。此時恰も廟堂に於ては、一派の公卿の九條關白を排除せんとの謀計愈々盛にして、主上も愈々之に傾かれ、關白に對する信任日に薄らぎしを以て、關白も最早在職に堪へず、遂に辭意を決せしも、家司島田左近の苦諫により、尙猶豫せし際なりしが、此の奏言により、叡慮漸く東西の間に情實の纏綿するを曉られしが如く、形勢一變して、二十七日幕府反對黨の主腦なる鷹司太閤の内覽を免せられしは、彼の黨與の意外とせし所なり。又此の比諸公卿等の間に、幕府の尾水越三侯に塾居を命ぜし事情を糺さんとの議ありしも、一條中山

兩卿の反對によりて止みたりしが、尙も幕府の頭上に一痛棒を下さんとして腐心せる狀なりき。此の時主上は、多くの朝臣の如く、敢て幕府に對し不臣の罪を鳴らさんとせらるゝにあらざりしも、「夷狄」の賤しむべく、恐るべくして、決して之を近づくべからざる所以を軫念せられしが故に、勅允を待たずして、條約に調印せし幕府の處置を憤らるゝ事甚だしかりしに乘じ、八月七日のころ、主として近衛、鷹司、三條、徳大寺諸卿の議により、水戸中納言（慶篤）へ勅詔を賜はるべきに決せり。其要旨は、幕府の有司大樹の聰明を掩ひ、專斷を以て皇國の重事なる條約に調印し、事終りて後奏上したるは、輕卒の取計にて不審せらるゝ所なり。此の如くんば外夷は姑く之を措くも、國內の治亂如何あらんと叡慮を惱さるゝなり。されば公武の實情を盡くし、東西合體して、永久安全の策を講せん爲め、三家大老の上京を命せしも、尾水兩家は罪ありて謹慎中の由、こは何等の罪狀に因るか知り難きも、方今外夷頻りに入津するに際し、柳營の羽翼を殺ぐは人心の歸嚮にも關すべしと憂ひ思食さるゝなり。嚮に三家以下諸大名の衆議を聞かんと望まれしも、強ち「外虜」のみに關せし事にもあらず、内憂ありては猶更の事なれば、此上尙大老、閣老、其他三家、兩卿、家門、外様、譜代の諸大名と共に群議を凝らし、國內寧靜、公武一致を以て、愈、長久に徳川家を輔翼するの策を建て、又内を整へて、外侮を防ぐの法を講ずべしと云ふにありて、外に水戸家は諸大名の筆頭なればとて今回勅詔の趣を奉體し、三家兩卿家門以下の諸侯へも通達して、共に會議すべしとの叡旨を

傳へんとするなり。九條關白獨り之を曰んせざりしも、遂に關白を除き、近衛鷹司一條二條三條等の諸卿連署し、翌八日を以て之を水藩に賜はるに至れり。されど之を秘密にするの不可なるを覺り又後二日を距て、傳奏より之と同様の勅書を幕府に傳へたり。之を拜したる水戸中納言は、直ちに奉勅の請書を進め、又老中を招きて、勅旨の取計法に就き協議せり、是れ同月十九日の事なり。此の日には幕府への勅書も既に到來せし時なるを以て、老中は大老等と議定の上答ふべしと答へて退きぬ。翌二十日井伊大老は病を力めて登營し、閣老と勅詔につき評議せしが、水藩に向ては勅書を諸侯へ通達するを止めしめ、後僅かに三家兩卿のみへの傳達を許し、又朝廷に對しては、間部下總守速に上京すべき筈なりしも、將軍の喪に會し、忌服の恐あれば脚躑して出發を延引せしなれども此の事情を傳奏まで通達し置かざりしは不行届なりとて之を謝し、尙勅旨の趣に於ては下總守上京の上委細奏上すべしと答奏するに決したり。

井伊大老の使命を帯びて西上せし長野主膳は、八月二日入京せり。爾來島田を通じて九條關白と謀り、關東に向ひ間部下總守の上京を促し來る事一再ならず。蓋し關白は諸卿の逼迫に會して、殆んど其地位を保つ能はざる事前述の如く、既に八月八日の勅詔を出さんとするに當り、關白として之を阻止せざるの理なしと雖も、若し輕々に言動せば、反對黨に乘せられて、直ちに遠勅の尤も得べき形勢なりしを以て、關白も餘儀なく手を束ねて傍觀し居りしなり。故に若し東使の上京にして遲

延せば、退職の餘儀なきに及ぶは明らかなり。故に主膳よりは井伊大老に向け、下總守着京の上、
明に及ぶ日取にて出發するも可なれば、成るべく速に上京すべしと促し來りぬ。

八月下旬新所司代酒井若狹守上洛の途にあり、仍つて長野主膳は其入京に先ち、京師の形勢を語り、
敵黨の氣勢を折くべき方策を議せんと欲し、京を出で、一度彦根に歸り、更に若狹守の桑名宿泊の
夜を計りて、同地に潜行し、所司代と密語して畫策する所ありき。

此の間に廟堂にては、應司近衛の一派は酒井間部等の上京も近きにあるを察し、之に先ち九條關白
を御け、又幕府に當るの策を定めんと欲し、八月の末より九月上旬に及び、近衛、應司、三條、二
條、中山、徳大寺、正親町三條等の諸公卿屢禁中或は一條二條の邸内に集まりて鳩首合議せり。
就中九月四日禁中の會議に於ては、主上も學問所に出御ありて、親しく群議を聽斷ありしが、獨り
九條關白久我大納言の二人病と稱して會せざりしと云ふ。又此の比にやありけむ、關白は八月八日
の勅諭の事によりて、主上に向ひ、今後幕府の處置に干與せられざる様強諫せしに、逆鱗に觸れ、
主上は色を變じて座を起たるゝに及び、關白は職柄の詮なしとて、直に内覽を辭せり。九條關白の
是に至りしは、全く伊井大老と通謀の事によりて、構陷せしものありしに因ると云ふ。傳奏廣幡萬
里小路の二人も共に參朝せず、議奏久我大納言も此の比に至り、九條に左袒したりとの聞ありて、
八月八日降勅の議にも與るを得ざりしが、當時議奏の筆頭として此の如きは、面目を失する事少な

からずとて亦辭意を決したり。要するに朝廷の形勢は、幕府反對の黨與勢力を張り、天意も之に傾
く有様にて、幕府は容易に其所見を天聽に達するの望なし。而して此の如き類勢を挽回し、公武の
一致を策するは幕使間部下總守の自然に荷ひたる任務なり。

參 考

(一)本節は専ら秘書集録、公用方秘録に據れり。

第二節 藩士浪士の京師に於ける周旋

余は嚮に京師及諸藩に於て、王室家と稱せらるゝ書生等の時事を論じて、公卿諸侯をも鼓動する勢
ありし事を云へり。今や本節に於いて、一層詳らかに、彼等の口舌が如何に時局に影響せしかを例
示し、以て戊午の大獄の起らざるを得ざりし所以を明らかにせんと欲す。

若狹小濱酒井氏の舊臣に、梅田源次郎(定明、雲濱)なるものあり、主家を放たれて後諸國に放浪し、
一時困迫を極め、越藩の士岡田某(吉田東篁の弟)等の扶助を受けし事あるが如く、後京師に入りて
儒を業とす。安政以後外事多端にして、有志の縦談横議するに及び、源次郎も聞齋の流を汲み、心
を皇室に傾け「夷狄」を賤しむが故に、幕府の外人に親昵するを喜ばず、自ら氣節を負うて國事に奔走
せり。故に其言説何時しか青蓮院宮、應司氏等に達するを得て、堂上の間に重をなすに至れり。安

政五年幕府の條約調印を専決するや、彼深く之を慨し、屢親王公卿の間に建言す。夫の朝廷より三家若くは大老の上京を命ぜられたる如きも、もと彼等の主張に基き、幕府に賜はりし勅書の中にも、内實彼等の建白の文に據りしものありと云ふ。源次郎の同志に頼三樹八郎（後三樹三郎、醇、山陽の子）、梁川星巖（孟緯）、安藤石見介、入江伊織、奥村俊平、吉田寅次郎（矩方、松陰）浮田一蕙、池内大學（奉時、知恩院宮の臣）清水成就院の僧忍向（月照）等ありて、諸家の家司小林民部權大輔（良典）、三國大學（直準）、高橋兵部大輔（常安）、金田伊織（以上四人鷹司家司）、森寺因幡守、其子若狭守、丹羽豊前守（以上三條）伊丹藏人（重賢、青蓮院宮）等と氣脈を通じて、其勢力陰然朝廷を傾くる様なりき。酒井若狭守の所司代に任せらるゝや、梅田は其舊主なるを以て、書を同藩臣坪内孫兵衛に送りて、京師の狀勢を告げ、又水戸への勅諭其他の廟議を密告して、若狭守の井伊大老に左袒するを非とし、中に彦根侯に同意すれば即ち朝敵にして、萬世逆臣の罪名を蒙るべしとの語ありて、稍脅喝の言を弄せり。彼の井伊大老の條約調印を許せしを以て違勅の所以となし、呼ぶに逆賊を以てせしは、蓋し其の祖述せる山崎學の弊を受けしものなり。されば是等の説に耳を傾けし公卿等の偏固にして移らざりしも宜なりと云ふべき歟。されど此の事長野主膳に聞知せらるゝや、彼をして直ちに廟堂異議の根原は、梅田等にあるを看破せしめたり。

梅田等の水藩へ降勅の議に與りし事も亦疑なしと雖も、こは主として元薩藩の士にして、時に水藩

に仕へたる日下部伊三次、及水藩の京都留守居なる鶴飼父子（吉左衛門及其子幸吉）の周旋に成りて、諸家の家司多く其與同たり。八月八日吉左衛門傳奏萬里小路邸に於て勅書を拜受するや、其子幸吉及伊三次の二人之を奉じて東海道を潜行し、十六日江戸に達せり。乃ち安島帶刀を経て之を小石川邸に齎らし、慶篤の請書を得て又直に下向し、二十七日京師に歸りぬ。初め同藩の重臣安島帶刀、茅根伊豫之介等朝威を藉りて、一橋慶喜建儲の功を成さんと欲し、鶴飼吉左衛門に牒合して、京師に奔走せしめしも、降勅の議に至ては必ずしも與り知らざりしが如し。又安政五年齊昭等塾居の命を受けて後、日下部伊三次の水藩の士と密議して上京せし目的は、専ら三條前内府等を説きて、井伊大老を退職せしめんと云ふにありしが、當時此事成らずば尾水越三公赦免の勅命を請ひ下さんと謀りしなり。世或は傳ふ、伊三次上京の後、薩藩の伊知地西郷の兩人に會して、其主齊彬の精兵三千を率ゐて、遠からず上京し、兵力を以て幕府を壓倒せんとする謀あるを聞き、翹足して其上途を待ちしが、間もなく齊彬の訃音を得て大に望を失ひ、奚に一計を案じて、降勅の策を決せりと。薩兵東上と云ふは固より訛傳なれども、當時有力なる大藩に此種の計畫ありとは、往々京師に流傳せる説にて、吉田松陰の如きも、亦尾水越の擧兵を信じたりと傳へらる。されば事實は兎も角、當時四方より京師に集まり來れる諸士浪人の、陰に詭謀を懷き、雄藩の擧兵を望みし狀は凡そ此の如きものありしに似たり。

水藩の士は日下部鶴飼等の外數人潜かに京師に來りて畫策怠らず。杉浦仁右衛門の如き其一にして、江戸向島に寓居し、歌道筆道を業とせる山本貞一郎の如きも、其同志となりて上京せり。彼等は又諸公卿を説きて、齊昭謹慎宥免の勅命を得んと欲し、頻りに遊説を試みしが、近衛左府に治世には到底此る運に至り難し、若し井伊大老に一撃を加ふるものあらば、直ちに望む所の勅旨を賜はるを得べしとの言ありしとて、鶴飼吉左衛門より之を江戸水藩邸に致報せり。會、其書を齎らせし飛脚草津驛にて幕吏の獲る所となり、右の密書も其手中に落ち、彼等の密謀愈々發露するに至れり。

此の時京師にては拾札投書の類類に行はれ、流言も亦盛にして、人心を惑はす事少なからず。或は薩長士の三藩謀を合せ、兵を出して彦根城を襲はんとすとの説傳はり、爲めに京師在勤の幕吏並に長野主膳等大に戒心し、態々人を派して、陰に攝海並に山陽の道路を偵察せしむるに至れり。こは固より無根の流説に過ぎざりしも、京師に蜚語紛々たりし事此の如し。此の他京中放浪の徒の畫策は一々知り難く、又繁を避けて之を詳述せざれども、上記する所に據りても、諸士浪人の議論が如何に時局に影響せしかを知るべく、廟堂に縱談する公卿も、其實彼等の傀儡たるに過ぎざるなり。而して右に擧げし所謂有志の中には、勿論絶倫の傑士ありて、其才識は正に國家有用の材たるを得べかりしも、時勢は未だ彼等をして驥足を伸ばさしめず、鬱勃たる不平の情を懷きて、京師放浪の客となり、若くは儒醫となつて市井に隠れたりしも、一朝國家の大事頻發するに及び、各々信ずる

所に隨ひて、國事に奔走せし誠意は充分欽仰に値すべく、此の點に於て、彼等は明治維新の先驅者たるを失はず。但し彼等の中には、往々放縱不羈にして亂を喜ぶ輩の混入し、尊王の假面を被りて天下を惑亂せしものありし事も亦疑ふべからざる點なり。されど當時の幕府より見れば、彼等は一様に政令を拒捍する匪徒たるを免れず、最れ間部下總守の辣腕を振ひし所以なり。

参 考

(一)小楠遺稿所收、嘉永六年五月三日小楠の越前岡田氏に與ふる書。

(二)左に摘録せる宇津木六之丞より長野主膳に與へし安政五年十二月二十八日の書は、能く此の間の消息を示すものなり。

(上略)然ば頼三樹八郎、梅田源次郎等の口書御一覽被_レ成候處、奉_レ始_ニ神宮_ニ被_レ對_ニ御代々之宗廟_ニ云々神州之瑕瑾など申物説より、諸侯之赤心御三家上京等之事、皆此兩人梁川星嚴等之中出候事にて、夫を粟田宮久我殿え入説いたし、夫より天聽に達せられ候事共明白に相成候由……………

一、八月下旬歟粟田宮より御尋に付、梅田源次郎上書之趣意御見分被_レ成候處左之通、謹で公家衆之御上書を拜見仕候處、皇國之神德萬國と異成儀を御主張被_レ遊候事は、如何にも奉_ニ敬服_ニ候、乍_レ去外夷之驕傲を御憎み候て、幕府之御所置御手弛きを甚御憤り被_レ遊候事、一應は御尤に候へども、御書中に裁斷之御所置一言も無之候得ば、大義之不_レ立事に候て、是も亦幕府之議と五十歩百歩之違ひ歟と乍_レ恐奉_レ存候。此度之義は古今重大之事故、關東より朝廷え伺に相成候事に候得ば、大本大義之相立候様、天下え貫通仕候程之事にて無_ニ御座_ニ候ては、御國威は相立申間歟と奉_レ存候。

一、長崎箱館下田等商館之儀は、既に御舉用相成候上は不_レ及_ニ是非_一候。乍_レ去是も御國體を不_レ失様之御政道を、此方より嚴重に御立可_レ被_レ遊事に有_レ之度段被_レ仰候様奉_レ存候。

一、此度夷人之願條を御舉用被_レ遊候而は、御國體相立不_レ申候間、奉_レ始_ニ神宮_一御代々之被_レ對_ニ宗廟_一候而も相濟不_レ申候故、御英斷を以、御舉用不_レ被_レ遊方歟、尤御舉用不_レ被_レ遊候節は、彼申條を申募、萬一兵端を開き候も難_レ計候。其節は速に天下之諸侯え打拂之勅命賜り可_レ申、萬一危急存亡之場合に臨み候は、主上三公九卿百官を御引連れにて御親征可_レ被_レ遊、天下之照臨に被_レ爲_レ盟、其他不_レ被_レ爲_レ回_ニ叢惑_一、御代々之宗廟三神器と俱に御存亡を同じく被_レ遊候御旨、大樹公え被_レ仰達、三家始天下之列候え可_レ申達_一との勅命を可_レ被_レ下歟と乍_レ恐奉_レ存候。

右の通り同人申口之内に有_レ之候由、如何にも右等の處御取用ひに相成、今日之場に至り候事と存候。實に御國體を思ひ候而之事に候へば、今様之論は起り申間敷、陰謀有_レ之故、兎に角爭亂爲_レ致度底意と相見へ、實に可_レ憎國賊と奉_レ存候。

右之外頼三樹等申口も同様之事之由。

(三)参考書前節に同じ。

第三節 間部下總守の上京

堀田備中守の京師に敗れ、三家以下諸大名をして條約の可否を再議せしむべしとの勅答を拜して歸府するや、早晚其の結果を齎らして上京すべき使者を要せしなり。故に掃部頭は大老任職後、諸大名の再献白を促す傍に、上使の人選に苦心せり。初めは溜間詰大名たる會津の松平容保を擬せしも行はれざりき。此の時或は大老自ら上京すべしとの議ありて、彼自身も敢て之を否むの意なかりしかど、家臣等危みて阻止せりと云ふ。實に當時一橋黨中には、大老を上京せしめ、其虛に乗じて密計を施さんと企てしものさへありしなり。然るに使者の未だ決定せざる中に、條約調印の事ありて、當時の形勢は、大老閣老中の何人が急速上京して、闕下に伏奏するを必要とせり。仍て俄に間部下總守に上京を命じ、條約調印の後六日を経たる二十六日を以て、此の旨を發令せり。然るに間もな

く將軍病に臥し、又尾水越の處分等に因りて、幕中多事なりしが、七月六日將軍薨去して、愈、延緩の已むを得ざるに至りし事前述せる如し。されば下總守上京の目的は、當初は外交の實情を奏上せんとする外他意なかりしなり。

將軍家定既に薨じて未だ喪を發せず、同十日病重ければ、政事向相談の爲めと稱して、田安中納言(慶頼)を起して登營せしめたり。此の後八月八日遂に將軍の喪を發して、家茂(慶福)家を繼ぎしが、若年の故を以て田安慶頼後見職たり。

さて此の比に於ける東西の形勢は、略、前二節に述べたるが如し。即ち間部下總守は當時危殆に瀕せる九條關白を援護して、其地位を維持せしめんが爲め、前將軍の喪中をも憚らず上途すべき必要に迫られたり。仍て幕府は其出發に先ち、八月二十九日を以て、先般幕府及水藩へ賜はりし勅旨に就

き、傳奏に宛て、上疏せり。开は水藩へ降勅ありて、諸侯へも傳達を命せられしが、其取計方につき水戸中納言より協議ありしを以て、幕府に於ては三家兩卿への傳達を許せしも、列藩へ傳達は止めしめたり。是れ他ならず、今回下總守上京の使命も専ら條約につき列藩の意向を奏上する爲めなれば、今別に布達の要なければなり。只既に諸大名の答議悉く集まれるも、將軍の喪に居て發途延引せし爲め、更に此る勅書を賜りしものなるべしと信ず。此の時幕府の決心の既に固きを知るべし。又幕府は水藩君臣の京師に周旋するの禍根を斷たん爲め、同藩在府在國の重臣の轉遷任免に干渉して、幕旨を遵奉する一派を助けて其要路に立たしめ、齊昭の羽翼を殺がんとせり。思ふに當時の政局は、主として幕府と水戸齊昭との争衡にして、兩者勝敗の決は直ちに天下を定むるに足るものと信せられたるが如し。由來水藩は内訌により分裂し居りしが、此の時岡田信濃守、大場彌右衛門(二眞齋)、武田修理(耕雲齋)、安島帶刀、尾崎豊後等黜けられ、鈴木石見守、太田丹波守、宇都宮彌三郎、白井織部、興津藏人等復政權を握り、所謂天狗黨再び沈淪して、黨禍益、結んで解けざるに至れり。幕府は此の如く水藩を壓迫すると共に、尾藩主攝津守及家老竹腰兵部少輔等をも戒飭して、幕府を翼賛せしめ、又前主中納言(慶恕)をして國事に干與せざらしめたり。又此の時幕中に於ても、外國奉行岩瀬肥後守の作事奉行に、永井玄蕃頭の軍艦奉行に轉遷せられし等、皆一橋擁立の事に座し、齊昭の同臭として排斥せられしなり。此くて井伊大老は幕府内外の一洗を試みたり。

下總守は遂に九月三日江戸を發し、木曾路を経て上京せり。然るに其着京に先ち京師の形勢變動の報江戸に達しぬ。此の時朝廷にては、幕府反對の勢熾甚だ強く、殆んど燎原の勢あり。如何にもして間部の上京に先ち、關白の要職を其黨中に收めて、朝幕の援引する道を絶ち、勅旨傳宣の權を其手中に握らんとせり。是れ當時廟堂に於て、關白の地位を占むるは政務の實權を執る所以なればなり。主上も一派の公卿の密奏に耳を傾けられ、嚮に幕府の上奏により、稍、東西の情實を察知せられしに拘らず、尙幕府の朝廷に對する態度を疑はれしが、流石に流説の如く不臣の企ありとは信せられざりしならんも、尙渙然氷釋するに至らず。反對黨は之に乗じて下總守上京の上は、如何なる處置をなすも計られずとて、主上の決心を促し、遂に九月朔日及二日に、二條大納言并に議奏の一入を使として、九條關白の辭職を迫られたり。是に於て、關白も已むを得ず辭表を提出せり。然るに舊慣に據れば關白の選補も一度幕府の意向を問はれて後決せらるゝを常とせしが故に、直ちに更任の運に至らず、されど當時近衛左府の正に九條氏に繼いで關白に任すべき順序に在りしは、幕府の極めて不利とする所にして、若し此の如く定まらば、幕旨の天關に達するの望殆んど絶ゆべかりしなり。右の情報は島田左近より長野を経て、直ちに江戸に致され、幕府の容易に關白の更迭に同意せず、依違決答を遷延し、其間に間部閣老の上着を計らん事を希望し來れり。右の報は九日江戸に達せり、之に接したる井伊大老の驚駭一方なす。直ちに閣老等と評議の上、十

一日上京の途にある間部下總守に宛て一書を送り、京師の形勢を告げ、又自己并に閣中の所見を述べたり。此の時大老等は心中決する所あり、九條關白假令辭表提出中なりとも、未だ退職に定まりしに非ず、まして國際の安危に關する重事は、必ず九條關白を経て天聽に達し、幕府は「外夷」に逼られ、天朝を蔑視し、勅許を待たずして條約に調印せりとの冤罪を雪ぐべしとの前將軍の遺命もあれば、條約を處理する間なりとも、必ず關白の地位を支へざるべからず。而して之を成さんとするには、勢ひ敵黨の爪牙たる京中の浪士等を捕縛して、彼等をして自ら手を斂めしむるか、若しくは浪士等を糺弾し、其の詭謀を暴露するの外なしと思惟したるが如く、下總守に致せる書中にも此の趣を述べ、又自ら長野に書送し、且つ宇津木六之丞をして長野及間部の臣田子一郎左衛門等に急報して、下總守の所司代と協議して、機宜を誤らざらん様の盡力を促したり。

此の時既に着京の上、所司代の任に當りし酒井若狹守は、四日朝傳奏より九條關白辭職につき、近衛左大臣へ關白宣下の内慮なる旨を告げて、關東への傳達を求め、又九條關白内覽を辭せしにより、直に聽許せられ、近衛左府へ其の宣旨を賜りし旨を報じ來りしを以て、翌日急に之を幕府并に旅中なる下總守に傳致せしが、若狹守の所見にても、近衛左府に關白宣下の件に就いては、幕府よりの答奏を猶豫し、下總守の着京を待ちて、處分の手を下さんとするにあるが如し。下總守は八日右の書を信濃和田宿に見て、即夜之を江戸に廻附せしが、同人も同く關白の辭職につき、關東にて極め

て慎重に處理すべきを勧め來りしは、主旨に於て掃部頭の所見に一致せり。

九條關白辭職の事起りし時、夫の長野主膳は嚮に彦根に歸り、再び出で、大津に潜在せしが、五日夜島田左近急遽來會して、京師の變態を詳にするを得たり。是より先き、彼れは廟堂動擾の根原の浪士にあるを知り、所司代に勸めて、梅田源次郎を捕縛せしめんとせり。若狹守は此の言を容れ、伏見奉行内藤豊後守(正繩信濃岩村田侯)と議して、斷行するに決したり。豊後守は所司代を輔佐せんが爲め、特恩を蒙りて城主格となり、若狹守に先ちて入京せしものなり。然るに豊後守より命を傳へられたる京都町奉行岡部土佐守は、近衛左府の内覽の宣旨を受けしを聞き、又梅田の同邸に入するを知るが故に、今に當り彼を捕ふるは、却て朝臣の氣勢を激するの恐ありとて、若狹守の許に來りて論ずる所あり、仍て若狹守も亦之に動かされ、捕縛を猶豫せんとせり。然るに長野主膳は大津に於て之を聞き、五日來會したる酒井の謀臣三浦七兵衛に向て激論を發し、梅田は敵黨陰謀の主腦なれば、之を逸する時は大事去るの恐あり。若し所司代緩慢にして彼を捕ふるを難んせば、彦根の手兵を以てしても、必ず之を決行すべしと云ふに至る、是に至りて七兵衛も再び其主に稟議すべしとて去りしが、是に至り若狹守も漸く意を決して、遂に梅田を捕縛せしめたり。又前日(三日)水藩の爪牙たりし山本貞一郎の實兄堤屋茂左衛門、及其抱の飛脚等を囚禁して、密書數通を得、山本貞一郎の晦日京師に客死せし事をも確めたり。又此の比諸浪士を自宅に會し、頗る水藩の運動を

助けし梁川星巖も、流疫に罹りて病死せしが、此の後幕吏、彼の保管せる密書を搜索せん爲め、星巖の妻紅蘭女史をも捕へて糺治せしが、紅蘭才氣ありて巧に辯解せし爲め、遂に之を放免せり。此の如くして戊午の大獄は間部下總守着京に先ち、長野主膳の主張により、所司代町奉行の下に其端を發せしなり。

さて井伊掃部頭は長野主膳の外二三の細作を京師に放ちて、公卿以下の動靜を探らしめしが、此の頃水戸齊昭より絶えず青蓮院宮、近衛左府其他へ書通し、爲に主上も齊昭に信頼せらるゝが如く、殊に九條關白辭職後は、一人の幕府の爲めに辨する者なく、滿廷悉く敵黨なる由の密報を得たり。仍て彼は最早幕府と水藩と睽離せる實情を掩蔽して、關東の内訌を世上に暴露せざらしめんとせし努力の、時難を拯ふの效なきのみならず、却て天朝と幕府との阻隔を來す所以なるを感じ、意を決して、九月十三日公然朝廷に向ひ、水戸前中納言の態度の詭譎に涉るを訴へて聖鑑を仰げり。要は前中納言は建儲の議の失敗を啣みて、故意に幕府の政治を誹毀し、幕府は「外夷」に恐嚇せられて、朝憲を蔑如せりと讒せり。されどまのあたり其の説を叩けば、今日は戦を開くべき時機に非ずと云うて、別に成算ある事なし。しかも堂上の諸公卿に向つては、巧に議論を飾り、面を拭うて戦を主張す、其言行の前後矛盾する此の如きは何ぞや。されど京師堂上の多くは之を知らず、前中納言の僞論に惑はされて、之に左袒するものあり。幕府は前中納言に對し、分明に沙汰せば、大事に至る

を以て、姑らく假すに寛典を以てし、謹慎を命せしに、尙恐服せずして、愈々京師に入説せりと聞く。若しかゝるまゝに放置せば忽ち國家の争亂を招き、宸襟を安んずるの期なきを恐るゝなりとて之に添へて水府風聞書なるものを差出したり。是れやがて幕府の齊昭に對する彈劾の上奏にして、兩黨の抗争も此の極に至らば、最早流血の慘を見ずんば已まざる勢をなせり。而して此の上奏の京師に達せし時は、間部下總守の方に入京して、嚴に諸浪士の搜捕を命せんとする時なりき。

九月十三日美濃加納に到りたる間部下總守は、京師に於て水戸齊昭の謹慎を免じ、松平越前守を大老に任すべしとの勅語を下されしとの説を誤聞して、憤歎すること甚しく、即日井伊大老に書を送りて、此の上は斷然たる處置に出るの外なしとて、齊昭等一黨の處分につき、極めて矯激の言をなし、江戸に於ても一步も假借せずして、水戸藩臣の京師に上下する類を捕縛すべしと云へり。翌十四日には下總守醒井に達す。數日前大津より潜行せる長野主膳は、今夜此の地に於て、下總守に謁して、京師の狀勢を語り、目下急施の策を獻じたり。即ち水藩の京都留守居鶴岡父子を捕縛して、八月八日の別勅を奉じて東下せし罪を正し、又以て近衛三條等諸公の膽を奪はんとするものなるが、下總守は直ちに之を嘉納したりき。後二日(十六日)下總守の大津に達するや、京都町奉行小笠原長門守を招き、鶴岡の逮捕を密令せしが、長門守は命を受けて即夜歸京し、數日の後兩人を奉行所に呼び出して其儘拘置せり。

此の時堂上は前の梅田等の收禁によりて、稍、危惧の念を懷き、俄に態度を一變せし者さへあり。三條前内府は由來機を見るに敏にして、又井伊氏に親縁ある人なるが、此の頃急に鋒鏑を收めたりと傳へられしが、近衛左府のみは益々強硬なる態度に出でたりと云ふ。

間部關老は十七日を以て入京し妙滿寺に館せり。そも彼の目的とする所は屢々云ひし如く、九條關白をして其地位を失はざらしむるにあり。初め傳奏より關白更任の内旨を傳ふるや、幕府は九月十三日取敢へず今回下總守の使命は至重の事なるを以て、九條關白を経て叡聞に達すべしとの前將軍の遺命あり。故に同關白の辭任に就いては、即今直ちに可否を答奏するを得ざる旨を傳奏に達し、十六日に至り、再び九條關白は未だ老齡に及びしにもあらざれば、其辭職を差止めらるべしと奏して、朝旨に悖るを憚らざりき。幕府は此く一方に公然宸聽を驚かして、九條氏を擁護し、下總守も其意を承けて、公卿間に周旋せしが、又他方には益々京師に幕威を張りて、朝臣を威壓せんとせり。蓋し幕府の企つる所は、必ずしも諸士浪士を一網に打盡して、嚴刑峻罰を用ひんとするに非ずして、只之によりて公卿の自ら悔めて、關白及内覽の職を九條氏に還さん事を希ひしに過ぎず。而して罪辟を公卿に及すが如きは、其最も憚りし所なり。故に下總守等は先づ梅田及鶴飼父子を拘置し、又山本貞一郎の遺書の三條の家司森寺因幡守の宅にありしを押收して、朝臣の反省を促したり。然るに尙近衛左府は内覽の職を占めて動かざりしが故に、遂に縲繼の辱は諸家の家司に及ばざるを得ず。仍て

二十二日白晝鷹司の家司小林民部權大輔を捕拿したり。是に於て滿廷の諸卿或は幕府の暴斷を罵るものありと雖も、多くは震懼して自ら安んずる能はず。三條前内府の如きも、使を酒井若狹守の許に送りて、異心なき旨を述べたり。之と同時に江戸に於ても、水藩の密計に左袒せし徒の捕縛を命じ、第一着は小姓曾我權左衛門の家來にして醫師なる、飯泉喜内及山本貞一郎の妻に下れり。後一月日下部伊三次、吉見長左衛門(宇和島藩臣)橋本左内、藤森恭助(當時幕府の儒者古賀謹一郎の家來と稱す)等、皆相尋いで囚禁せられぬ。

參考

(一) 參考書前節に同じ。

第四節 九條關白復職の周旋

前節に述べし如く、間部下總守は入京に際して、二個の目的を有せり。即ち其一は九條關白の擁護にして、其二は條約調印專斷の辯解及勅許の奏請なり。而して其最も急務とせしは勿論前者にありて、又廟堂の形勢は到底平穩の手段を以て、局を了するを許さざるを知りしが故に、彼の京師に入るや否や、忽ち鶴飼、小林、金田等の捕縛を見たり。爲めに廟堂の諸卿は或は彼の所業を目して暴虐となし憤慨するものあり、或は殃禍の己に及ばん事を恐れて、惶惑震駭するものあり、又當時國

事に奔走せし所謂志士に於ては例へば吉田寅次郎の如く、彼に對して博浪の一撃(張良が秦の始皇を博浪沙に撃たんとしたる故)を懐ふものあり。

下總守は入京の後容易に參内せざりき。是れ九條關白の地位の定まらざる間は、條約調印の事情を具さに天關に達するの望なきを熟知せしが故なり。されば彼は入京後一月の間、九條氏の推殺に全力を傾注したりき。然るに所司代酒井若狹守の所見は頗る溫和にして、専ら平穩なる手段を以て公武の調節を計らんとし、梅田、鶴飼等の逮捕をも躊躇したる程なり。故に長野主膳島田左近等頗る其態度の軟弱を慨し、屢、井伊大老に具狀したる結果、幕府よりも屢、其勇決を促し來れり。下總守は之に反し、辛辣なる手段を用ふるを辭せず。加ふるに長野等の慫慂に隨ひし爲め、若狹守下總守兩人の歩調は屢、一致を缺けり。されば二人の命を承けて事に當れる京都町奉行(小笠原長門守、岡部土佐守)及び伏見奉行(内藤豊後守)等も往々適從する所を知らざりしが如し。

下總守は略、京師の形勢を洞知せし後、九月末の比若狹守と謀り、朝廷に對する所見を具して幕府に致せり。此の時若狹守の意見は、今回廟堂動搖の根本は鷹司父子にあり、今稍、鎮靜の狀あれども、若し此の儘に寛假すれば、後日再度の謀計を運らすやも計り難し、故に其家臣小林金田兩人、鞫問の結果により、父子を流罪に處せば、他の公卿等も必ず緘默し、隨て近衛左府も内覽を辭退すべし、仍て之に乗じて、九條關白の復職を奏請すれば、恐らくは目的を達するを得べしと云ふにあり。思

ふに若狹守の俄に斯の如き強硬の處置を勧めしは、必ず眞意に非ず、恐らくは其態度に對し、度々幕府よりの訓令に接せし爲め、何等か爲めにする所ありしなるべし。下總守も之を知りし故にや、彼の所見としては、鷹司父子流竄の如きは、公家衆法度の明文に據り處斷するを得とするも、此の如き嚴刑を三公に加へし事は、徳川氏初世以來聞き及ばざる所にして、朝廷尊奉の盛意にも慥はすとして之を贊せず。彼れは寧ろ今回の條約に關する使命は、程能き所にて結末を付けん事を望み、又朝紳に對する處分に就いては、先づ關東に於て囚人を糺治して、水戸齊昭の密計を暴露し、同人を嚴刑に處して、再び手足を伸ばすを得ざらしむれば、自から京師鷹司氏に於ても、手を斂めて屏息するの外なかるべしとて、齊昭の處分を先にせんとしたるは、多少責任推諉の嫌なしとせず。而して其の上京の使命を程能く結局せしめんと云ふは、兵庫開港の約を撤せんとするなり。蓋し朝廷には、頻りに通商條約を非議せらるゝも、其眞意は外人を恐るゝにあり。故に京地周圍三十里内へ彼等の立ち入らざる様定まらば、條約の勅許を得るに多くの困難を見ざるべし。仍て明春條約交換の爲め米國に赴く使節をして、極力兵庫閉港の議を談判せしむる事とし、此の趣を奏上すれば、速かに事を了するを得んとは此の時彼の幕府に獻策したる所なりき。

右の建議に對しては、井伊大老は容易に賛成するを得ざりき。先づ鷹司父子の處分は、已むを得ざる場合に至らば、之を決行し難きに非れども、成るべく穩和の手段に出でん事を欲し、若し水戸齊

昭の一橋建儲に敗れしを含みて、密謀を連らせし顛末を具に天聽に達し、叡慮之を領會せらるゝに至らば水戸の密計に加擔せし朝紳に對しては、必ず朝廷より夫々處罰ありて、九條關白の復職にも至るべく、嚴科を以て一時衆人を威服するは、不穩の處置として、之を避くべしと思惟したり。此の如く朝廷に於て自から其臣僚を處罰せん事を望みしは、少なからざる苦心の存する點なるべし。次に兵庫閉港に至ては彼の絶對に反對せし所にして、兵庫は米使の開港地として望みし眼目の場所なれば、如何に口實を設けて、他港に易へん事を談判すとも成功の望なし。殊に今は米一國のみに關する事にもあらずして、他國に對しても同様の約を結びし上は、猶更の事なるべく、戰を賭するに非れば、我が所志を遂げ難し。朝廷の求めらるゝ所一事として成らざるは恐悚に堪へざれども、此の如きは下總守發途前に既に議論を盡せし所にして、今更驚くべきに非ず。今回の使命の第一は朝廷に對し條約締結に至りし眞情を通徹せしむるにあれば、強ひて兵庫開港を奏請すとも、恐懼の所置に非ざるべしとて、此の趣を下總守に通じて、激勵を加へたり。右叙述する所に據れば、井伊間部酒井等各態度を殊にして、其所見に徑庭の存するを見るべく、隨つて反對黨の勢熾の容易に熄滅し難くして、彼等の處置に苦みし形勢をも洞見すべきなり。

されど酒井所司代並に其臣三浦七兵衛等の所見は、井伊大老の命を含める長野主膳のそれと容易に一致し難きものなり。若狹守等は唯九條關白の復職を以て満足せんとするものなれども、長野は之を不可とし。此の如くんば到底廟堂の一洗を期し難く、主上の幕府を信せられざるに至りしは、専ら水戸に黨せし一派の公卿の九條關白を陥れ、井伊大老を除かん爲め、兩人結託して至尊の廢立を計れりとの讒説を以て、天聽を驚かせしに基き、之よりして九條關白の辭職並に水戸の降勅の叡慮をも生ずるに至りしなれば、朝廷に伏在する禍源を絶たんと欲せば、必ず右の詭謀の因る所を糺さざるを得ずと論じて、之が爲めには儒生輩の大逮捕をも辭せざらんとするなり。然るに若狹守は右を以て井伊氏の私事と認めて、俄かに長野の説を容れざりき。されば此る意見の相違は、一は廟堂の根本的改革を企圖し、他は爬羅剔抉を避けて、一旦を糊塗せんとするに因るものなり。されど當時幕閣の首相たりし井伊大老は、飽く迄も朝廷を刷新して、將來の禍根を剷除せんと希ひぬ。此の企は明智と稱するを得るや否やは疑問なれども、大老の地位よりしては、之に出るの外なかりしならん。そも朝紳及び處士輩の種々の密謀を運らすに至りしは、其由來する所深く、其眞髓を穿てば、彼等は自己の生存の爲めに戰ふものなるが故に、假令嚴刑を以て其一部を彈壓し得るとするも、此の種の輩の續出は避け難かりしなり。されど此る時勢に到達し居りし事は、現代にのみ着目せる當路者の認識するを得ざりし點なるべく、只史を讀む者は、浪士等の中に假令私利私慾に驅らるゝものありとするも、彼等の輩出は、余の屢々言へる如く、國家制度の社會の進運に伴はざりし時代の罪なるを看破するを要す。

右の如き閣老所司代の不一致は、自から公卿間に洩れて、勢ひ彼等をして容易に幕府の申請に屈せざらしめたり。初め下總守の入京に先ち、幕府より九條關白の復職を求めたる事は、前節に述べし如くなるが、之に對し、二十四日近衛左大臣内命の趣にて、議奏久我建通、徳大寺公純外二人より所司代に對し答報を與へしが、強ひて九條關白の過失を求め、之を以て辭職を促せし理由とせり。并は七月下旬間部下總守在府中、水戸に關する風聞を傳奏まで申し來りし事ありしに、關白は何故か其の執奏を抑留したる爲め、朝廷にては之を知らずして、八月八日水戸への別勅を出し、幕旨と齟齬するに至りしが、後其事實露顯するに及びては、關白に過なしとするを得ずと云ふにあり。是れ水戸へ降勅の責を九條關白に嫁したるものにして、幕府としては此る答辯に満足するを得ざる事勿論なり。而して翌二十五日夜、所司代の三浦七兵衛をして三條内府に呈せしめたる書には、頻りに京中の儒醫浮浪の輩、若しくは諸藩陪臣の私慾を遂げん爲めに、衆を惑はすを罵り、堂上の彼等の爲めに疊コウ惑せらるゝを非難し、其反省を求めたれども、中に關東よりは種々申し來りて、若し其處置に任せば、朝廷の不利となるを以て、從來所司代に於て居中調節せしも、若し今後朝臣の改心を見ずば、已むを得ざる仕儀に至るべしと威嚇の言を爲せしと雖も、裏面に於て、其態度の軟弱なるを示し、一派の公卿をして與みし易しとの感を起さしめたり。されば廟堂の一派は尙近衛左府をして内覽の職に居らしめ得るの望ありと思惟せしにや、聊か幕府との協和を計りて、其歡心を得ん

と欲せり、こは將軍宣下の問題なり。

初め朝臣の中には、家定の後を承けし家茂に對し、容易に將軍の宣下を許さず、條約改訂の事成る迄は之を抑止して、幕府を苦しむるの一策となさんと欲せしものありて、幕府に於ても陰かに之を憂ひしが、此の比に至り、右の一派は近衛左府の内覽を維持せん爲め、速に將軍を宣下して、幕府の怒を解かんとせり。幕府にても之を看破したるが故に、之が爲めに其政策を變更すべくもあらずして、兩者の關係は依然不穩を極めたり。

此る間に町奉行所に於ける小林金田等の鞠問は其歩を進めて、次第に重大なる密事を自白せしも、所司代は町奉行小笠原に内命して、此の白狀を間部下總守に差出さしめたりと傳へらる。蓋し彼等の陰謀愈々發露して、其連累大に廣からんとするを憂ひ、暫らく之を秘せしものならん。されど長野等は之を聞知して、所司代の態度に切齒せしが、直ちに江戸に傳はりて、井伊大老より町奉行(江戸)石谷因幡守を経て小笠原に向ひ、國家の大事に關しては、必ずしも所司代に顧慮するを要せず、其所見を斷行すべしと勸告せしむるに至りて、果ては所司代の地位も危かりしなり。

さて十月六日の比、所司代再び九條關白の辭職を止むる幕旨を上奏したり。仍て翌日には朝臣總參内ありて疑議せしが、遂に幕旨を拒むの不利なるを曉りしにや、九條關白をして復職せしむるに決せしが如く、翌八日には二條大納言九條邸に赴きて復職を勧めたりしも、九條氏は尙病と稱して之

を諾せざりき。蓋し此の時近衛、三條、正親町三條等相謀りて、幕旨黙止し難ければ、關白職を九條氏に譲りて、後條約問題を以て之を苦め、若し九條氏にして幕府を庇護すれば、其互に結託せるを證するものとして、更に之を陥れんとするとの説ありしを以て、九條氏も廟堂陰謀の徒を一洗するに非れば、辭職の決心を翻さずと稱せしなり。されど所司代は専ら關白の復職を希うて、未だ他を顧るに遑あらざるが故に、近衛三條兩氏を説きて、漸く右の運に至りしなりと云ふ。而して此の時幕閣にては、井伊大老の意見に基き、間部下總守に向つて、京師に越年の覺悟にて、強硬に處分し、積年の弊根を絶つべしとの内達を發せしなり。後數日、十五日夜に至り、特に宸翰を九條氏に賜り、關白職内覽共に従前の如く勤仕すべしとの勅命を下されしを以て、九條氏も遂に辭職の決心を翻し、翌日命の辱きを拜したり。之が爲め幕府側にては、稍、其勢力の挽回を豫期して、喜悅せし者もありしが如し。

參 考

(一) 參考書前節に同じ。

第五節 條約勅許の奏請

九條關白復職の事情は前節述べしが如し、されどこは事實幕威の挽回にあらず。只敵手の攻撃の方

面を轉じて、從來固守せし關白の一壘を捨て、暫らく幕府の銳鋒を避け、直ちに條約問題てふ鋒を提げて、幕府の本營に肉薄せんとするものにして、形勢は寧ろ幕府に一層不利なりき。即ち九條關白復職の後、十七日參内の時、主上は兵庫開港と夷人雜居との二條は決して承允せざれば、此旨を心得べしとの勅命あり。其後再び此の趣の示命ありしを以て、關白は然らば諸外國と爭端を開くに至るべく、外戦を敢てするには、先づ國內を整ふるを要すと答奏せしも、主上は容易に叡慮を動かさるゝ色なし、故に所司代の如きも間部下總守に向ひ、兵庫開港の勅許を得るの望なければ、此の問題は先づ解決を求めずして、此の儘東歸する方可ならんと勧誘したり。されば下總守も一度關白の復職を得しに満足せんと欲せしが如く、十月中旬太田閣老に向ひ、此在上京せば、如何なる問題の出るも知れず。現今廟堂の形勢を察するに、關東反對の黨與朝の上下に滿ちて、各々密偵を放ちて東使の動靜を窺ひ、専ら幕府を困めんとするもの、如く、此の上永く滯京するは不利を招く所以なれば、使命を果さば直ちに歸府せん事を望み來れり。之に據りて見るに、幕府敵黨の勢威甚だ熾盛にして、下總守も殆んど手を措く所なき有様なりしを徵すべし。しかも何等武力の恃むものなき朝紳をして此に至らしめしは、主として幕府側の態度の一致せざりしに因るものと推斷すべきなり。

右の如く、下總守の早くも功の成し難きに倦みて歸心を生せしは、井伊大老等の最も不滿とせし所

にして、大老は直ちに一書を下總守に送りて、條約勅許の奏請に對する始末を問ひ、嚮に兵庫閉港の議を建てし事情より考ふれば、此の問題既に落着せりとは思はれずとて、其最初の意氣公言に反して、議かに雄心の沮喪せしを詰り、所司代の軟弱なる所説に迷はず、當初の覺悟に隨うて邁進すべき旨を命じ、尙水戸へ別勅を賜りし件に就き、充分陰謀の徒を糾問すべしとの内意を傳へぬ。是に於て下總守も亦勇を鼓して、條約問題の難關に突進せざるを得ざりき。

十月二十四日下總守始めて參内せしに、主上微恙ありて出御せられず、只天盃を賜りし後、小御所に於て、九條關白及廣橋、萬里小路の兩傳奏に面して、條約に關する諸藩の建白及び外國條約の寫を呈し、尙之等に關する二三の書類を添へ、又口頭を以て、條約調印及び之を奏聞せん爲めの使者の上京延引せし理由、再度の勅諭を諸藩へ布告せざりし事情等を述べ、其後關白傳奏等と兵庫開港の已み難き所以、並に外人雜居の憂ふるに足らざる仔細、切支丹宗、踏繪の廢止等に就いて問答し、最後に「外夷」を遠くるの策を縷述したり。蓋し此の時、幕府の朝廷に對して奏上せし外交意見は、公然開國の國利民福を促進すべき理由を述べしに非ずして、目下本邦上下疲憊し、武備廢怠せし爲め、今に於て外人の要請を峻拒するは、國家の存亡を賭するの大難事なる所以を説明し、將來國防完成の曉には、叡旨を奉戴して、外人を遠くる事決して難からず、又彼等の來るは通商の利を貪らんとするものなれば、若し彼等に利益を與へざる方法を講せば、彼等をして自から退去せしむるを

得べしと説きしなり。こは固より井伊大老以下の眞面目に信せし所にあらざるも、現今の時局に處するには此種の權略を須ひざるべからずと信じ、強ち朝紳を欺罔するには非れども、之によりて一時を糊塗し、徐に彼等の事情に通ずるを待たんとせしのみ。しかも此の政策の何時迄も幕府に累を残して、後日討幕黨に好個の口實を與へしを奈何せん。されど外國貿易の未だ開始せられず、隨つて利害を打算するの機會なき安政五年に於て、朝紳以下商事に暗き士流をして貿易の利を信せしめんとするは、到底不可能の事に屬せしなり。

右の上奏を與り聞きし公卿等の多くは、一向に幕府の苦心を諒するものなく、皆無責任なる儒生の所説に迷はされて、外人攘斥の可能を信せる彼等の信念を動かさざりき。隨つて主上も容易に幕府の奏請を聽納せられんとはせず、却つて二十四日以後種々困難なる問題紛起せんとせしが、二十七日九條關白參内して奏聞する所あり。其結果にや、關白は下總守に向ひ、兵庫の一條最も困難にして、策の施すべきものなし、只今後五年間許交易を試みて、外人に商利を與へざる様になし、彼等をして自から我邦を退去せしむべき旨を將軍の自署を以て公約すれば、或は無事に此の局を結ぶを得んと告げしも、下總守は其實行の極めて困難なるを思ひて之を辭せり。關白の私に考へし所は、右の如く五年を期すとも、此の中に公武合體に至らば、又試むべき策多かるべしとの事に過ぎざりしなり。彼は又後見職若くは大老閣老の連署を以て、將軍の自署に代へんと欲したりしが、遂に其

儀に及ばざりき。

そも條約締結に就いての幕府當局者の苦心は、余の第十章第三節に詳述したる如くなれども、局外者は其實情を知悉せざるのみならず、凡そ兩國全權の間に締結せられし條約は其調印後に於て變更し難きものなる事を知らざるが故に、幕府の既成の條約の一項だも改訂する事を肯んせざるを難するもの多く、所司代若狹守の如きも、尙一二條なりとも、叡慮に隨はん事を幕府に勸誘し來りし有様なり。されば朝紳輩の、當初の奏請を固執せし幕府の態度を傲岸不遜なりと怒りしも、無理ならざる次第と云ふべし。されば九條關白の種々斡旋せしに拘らず、廟議は容易に幕府の奏請を認容せず。十一月十日關白は下總守に向ひ、主上は假令一日なりとも、國民の外夷に親昵するを許すは、伊勢神宮に上られし宸筆の宣命の趣意にも齟齬すればとて、飽く迄も貿易開始を聽許せられずと達するに至れり。此くて十月の末稍、緩和に傾きし朝議は、十一月中旬に至りて俄然一變し、果ては下田條約の外一切許容すべからずとの暴論勢力を得るに至りぬ。而して夫の長野主膳等は之を以て、皆儒生輩の言説に鼓動せられし朝臣の惡奏に基くものなりと推斷したりき。

此の時又朝廷にては、幕府の讓歩を肯んせざるは、一に九條關白の居中と、間部下總守の剛愎とに因るものと認めし説ありしが如く、近衛三條二公の策として、關東の猶子にして、又井伊大老に親しき二條大納言の將軍宣下の勅を奉じて東下するを幸とし、彼をして下總守の手を離れて、直接大

老等に應接せしめんと議起れり。仍つて二條氏は嚮に外藩諸侯へ書通し、又大阪なる諸藩の藏屋敷に旨を傳へて、非常の人数手當を依頼せりとの聞ありて、幕吏の注意する所なりしに拘らず、彼は思ふ所やありけむ、十一月八日勅諭と稱して、伏見奉行内藤豊後守を自邸に招き、條約中下田條約以外の諸項は悉く撤回すべしとの命を間部下總守に傳へしめたり。下總守は翌日之を豊後守より傳へられしが、斷然として二條大納言の如き非職の人に對して、國家の重事を論ずるを得ずと峻拒し、若し傳奏より傳命あらば、初めて答奏せんと答へたりき。然るに二條大納言遂に東下し、十二月朔日將軍宣下の議あり、終つて井伊大老に面會を求めしも、是より先京報に接して大納言の使命を知り居りし大老は、事に託して面謁を避けしかば、二條氏も已むを得ず、初志を遂げずして歸洛せり。

此の後、朝廷と下總守との間には、尙數回の交渉あり。十一月の末に及び、朝廷より若し亞米利加條約の中一ヶ條なりとも叡慮を遂げらるゝを得ば、尙寬恕せらるゝ廉もあるべしとの下命ありしに答へて(十一月二十九日)下總守は、大阪出商賣のみは撤去する様談判を試むべしと云ひ、又「夷人」の雜居、遊歩並に邪教傳染に就いては、實際の事情を述べて詳細に辯解したりしが、之と同時に九條關白に呈書して、腐儒浪士等陰謀の徒の叡慮攘夷を希望せらるゝに乗じ、世上の人聽を惑はす事實を指摘して、朝臣の反省を求めんとしたり。尋いで(十二月十日)又至尊親書を關白に賜ひて、若

し「外夷」に開港雜居を許さば、他日彼等と争端を發せし際、既に國情を洞知せられ居るが故に、大に防禦の道を失ふべく、又今日朕一身の安逸を求めて無事を希ふとも、他日祖宗に對し面目を失する様の事あらんを憂ふるなり。されど方今宇内の形勢變化し、隨つて關東の處置に於て已むを得ざる事情あるを知るも、先般上奏の趣に據るも、畿内近海に外人を容れざるの議は、尙考量を加ふべしとあれば、此の件に就て、尙詳らかに下總守の所見を問ふべく、又究竟「蠻夷」を遠くるとの事は、大樹以下老中同意の由なるも、尙疑念なきに非れば、是亦尙推問すべしとの叡慮を披瀝し賜へり。之に對して(十八日)下總守又一々具さに辯解して、關東より奏上の趣に就いては、少しも疑慮を貽されざらん事を希へり。されど右の勅書を拜したる下總守等は、尙陰謀の輩天聽を惑はす者あるを推して、既に囚禁せし儒生等の鞫問を嚴にせしめ、又更に處士の大捕縛を斷行せんと決心したりき。是より先、京都町奉行に於ける囚人の糺問は寛縦に過ぎて、實を吐かしめ難しとて、長野主膳等の非難を免かれざりしが、此の比に至り、遂に彼等を江戸に檻送し、同地の囚人と對決せんと議起れり。此の爲めにや、十月の末京師に於ける鶴飼小林等の糺問稍、嚴重となり、隨つて彼等も漸く大事を自白するに至り、又秘密の書類を小林等の手より押收せしが故に、彼等の密謀益、發露したりき。然るに罪人東送の議遂に事實となり、十二月五日彼等を竹輿に乗せて、江戸に押送せり。途中彼等を奪はんとするものあらんを慮り、警衛最も嚴重にして、二百餘の吏人前後を護して進みしが、嚮

に町奉行所にて糺問を受け、若くは拘置せられし頼三樹八郎、伊丹藏人、高橋兵部權大輔、富田織部(三條家司)等皆其列中にあり。

此の月五日、主上は又宸翰を關白に下し、嚮に所司代の關白復職を切望せし際近衛左府に向ひ、若し此の事成らば、關東より如何なる嚴命あるも、水藩の密謀に關聯して、累を公卿に及す事なしと約せりと聞く、故に鷹司父子は兎も角、近衛左府のみは推問せざる様所司代に命すべしとの勅あり。關白頗る其處置に窮して、間部下總守の意見を徴したり。蓋し囚人の吟味及東送等幕府の態度益、嚴酷に赴くを見て、朝紳等自ら安んずる能はず、主上に内奏して、右の如き親書を賜はるに至りしなりと云ふ。

東送の囚人は十二月十九日江戸に達せしかば、之を分ちて榊原式部大輔(政恒、高田侯)、松平飛騨守(利義、大聖寺侯)の二人に預けたり。右に先つ二日、夫の日下部伊三次は病んで獄中に死したりき。

上述の如き幕府の辛辣なる態度は、稍、堂上の公卿を動かせしが、此の際恰かも九條關白を経て上りたる間部下總守の奏狀は、忌憚なく水藩の密謀並に朝臣の同藩と相援引せる情實を暴露せし爲め、主上も遂に公卿の一部を處罰すべき必要を認められたるが如し。されども幕府をして自ら手を下さしむるに於ては、彼等累世の家聲を傷くるを憂へられ、各人をして其與同の實情を自白せしめて、

朝廷より相當の處罰を加へんとの叡慮にて、内旨を九條關白に含められたり。此の頃機敏なる三條前内府の如きは其家司の捕縛を見て、自らも到底免かるべからざるを曉り、逸早くも薙髮隱遁の決心をなし、人をして幕府の意向を探らしめたりと云ふ。

右の如く九條關白の斡旋は公卿の態度を變せしめしのみならず、條約調印の問題に對しても、主上の震怒を解き或る程度まで幕府の處置を是認せらるゝ事となり、十二月二十四日下總守に向ひ、關東より上奏の趣は了解せられ、隨て疑念を霽らされしを以て、幕府も聖旨を體し、今後愈々公武合體の上、良策を運らして「夷族」を遠け、鎖國の舊制に復する様努力すべしとの勅を下されしは、幕府の眞意とは相距る事遠かりしと雖も兎も角幕府より上奏の趣旨を聽納せられしものなれば、下總守等も滿悦せざるを得ざりき。只此の時別勅ありて、下總守の嚮に兵庫開港の約を撤回すべき旨を奏せしに拘はらず、此比に至り大阪の出商賣のみは差止むべしとの上言あるは前後矛盾の事にして、此る重事に對して甚だ輕忽なりとの責問ありしが、下總守は兵庫に關しては聖旨を奉じて「外夷」を遠ざくるの策を講じ、大阪出商賣は撤回せしめん念慮なりとの曖昧なる答奏をなして、一時を糊塗したり。是に於てか同月晦日、下總守に參内を命じ、小御所に於て傳奏廣橋前大納言侍座の上、九條關白より左の勅書を賜りぬ、文に曰く、

蠻夷和親貿易已下之條件、皇國之瑕瑾、神州之汚穢、既先朝にも甚被惱、被仰出之御儀も

被爲在候。當御代より被始行候而者、實に被爲對皇太神宮御始御代々恐多無被仰譯、深歎被思食候に付、日夜被惱、御趣意者春來度々被仰出候御事に候處、今般間部下總守酒井若狹守上京、彼是言上之趣者、大樹公己下大老中役々にも、何れ於蠻夷者、如御慮相違、前々御國法通、鎖國之良法に可引戻一段一致之儀被聞食、誠以御安心之御事に候。然る上は、彌公武合體にて、何分早被廻良策、先件之通可被引戻候、於不得止事情者、審御水解放爲在、方今之處御猶豫之御事に候。殊神宮並京師近海之儀者、先日申達候通、全御傳國之神器被相重御事に候間、宜在御勘考被仰出候事。

是れ幕府の有爲の士を捕拿し、國內の紛擾を賭して、漸くにして羸ち得たる半歳辛苦の結果なり。其の幕旨と納鑿相容れざる事此の如く、安政初年以來主持せし開國進取の國是と、根本より矛盾するものなれども、此の如き勅旨も、當時の幕府に對して重を爲す事、實に九鼎大呂も當ならざりしなり。就中「於不得止事情者審御水解放云々」の一句は、幕府の勅許を待たずして、條約に調印せし事情を諒せられしものと解するを得れば、志士の最も切齒せし、所謂井伊大老の專斷なるものは少くとも表面に於ては、此の時至尊の宥恕を得たるものと云ひ得べく、且つ攘夷の實行も萬般幕府に委任して、方今は猶豫せらるゝとの事なれば、聖旨の根底に於て幕府の所信と千里の差ありしに拘らず、下總守も之を敬承し、幕府も陽に歡喜したりしなり。しかも井伊大老以下心陰に懽焉の情を

懐きしは疑なし。此くて安政四年以來の宿題たる條約勅許の奏請も、右の如くして漸く局を結びぬ。明年二月、間部下總守の右の勅書を奉じて歸るや、之を諸大名に布告すべきや否やに就き、井伊大老と彼との間に異言を生じたり。蓋し井伊大老の所見にては、勅旨は條約調印の事情を諒せられしも、未だ之れを認許せられしに非ざるのみならず、一方に外人の攘斥を猶豫せらるゝに過ぎずして、畢竟通信交易を拒絶すべしとの義を含むが故に、之れを公然發表するは策の得たるものに非ずとせしなり。然るに若し之れを秘するとせば、尙ほ一度九條關白の意見を聽くを要すとは、下總守の主張にて、結局關白に稟申せしが、四月二十八日出の答報に據れば、關白も諸侯に達せざるを可とし、若し諸侯より強ひて聞かん事を求むるものあらば、十二月晦日勅書の結文の意を取り、萬事關東へ委任せられし旨を答ふれば可ならんと云へり。蓋し長野の周旋に因り、大老の意を承けしものなるべし。仍つて今般の勅答は遂に秘密の中に葬られしが、之れによりて、幕府は叡慮の攘夷にあるを秘せし利を得しも、一方には條約調印を諒恕せられし由を公にするを得ざる不利を取りしなり。随つて政敵の大聲疾呼せし違勅の尤は、遂に消滅せしむるを得ざりき。

參 考

(一) 參考書前節に同じ。

第六節 間部下總守の東歸と黨獄の決罰

攘夷猶豫の降勅と共に、戊午の年も暮れ果て、明くれば六年正月の初、朝幕の間に横はりし問題は、水藩の密謀に加擔せし朝臣の處分なり。既に前年の末に於て、主上は朝臣の一部を科罰すべき必要を感せられ、随つて幕府の内意を訊問せられしが、幕府には拿捕せし儒生等の吟味結了の後に非れば、朝臣の罪をも定め難しとの説ありしも、折角叡慮より出でし事にて、又朝臣と儒生等と身分の相違もあればとて、先づ其罪を定むるに決し、有司に命じて處分を評議せしめたり。

京都に於ては、所司代酒井若狹守依然穩和を主とし、朝臣をして自ら處決せしむるに當りては、所司代を仰いで、其周旋に待たしめざるべからずと主張し、萬事自己に委任せられん事を望みしも、長野等は公卿の自己の罪過を認めず、病に託して冠を挂けんとするものあるを見て不満足とし、他く迄も是非曲直を辨析せんことを希ひしを以て、事實に於いて長野等に指導せられし幕府の意見は容易に所司代のそれと一致する能はざりしが如し。さて近衛鷹司三條の三卿は、舊臘中より病と稱して參朝せざりしが、正月十日の比に及びて、皆辭官落飾の勅允を請へり。是に於て主上は勅詔を下總守に賜りて、彼等を救解せられしも、下總守は右等諸公の家臣鞠問の口供を上りて、其諸藩浮浪の妄説に惑はされ、邪正を分たす彼等の隱謀惡計に加擔せし趣を忌憚なく摘發し、其請に隨つ

て、辭官落飾を許されん事を希へり。此の後二月十七日、同謀の聞ありし青蓮院宮先づ謹慎を命ぜられ、尋いで三月に至り、廟堂大臣の更迭あり。近衛鷹司諸公退身して、一條忠香左大臣に、花山院家厚右大臣に、二條齊敬内大臣に任せられたり、又四月二十二日に至り、鷹司父子、近衛、三條の四公遂に落飾し、元の傳奏東坊城聰長も永蟄居の身となりたりぬ。尙主上は落飾のみは有怨せしめんとの叡慮ありしも、九條關白の奏聞により、遂に四公自ら申出でし如く聽許せられたり。

此の如くして間部下總守は其上京の目的も表面に於ては達成せられしを以て、京都の形勢の尙大に憂ふべく慮るべきものありしに拘らず、此の際歸府の決心を固めたり。是れ一は此の上永く滯京せば、其間に意外の難件の生起するを慮りし爲めにして、九條關白の如きも、初めは其後援たる下總守の歸府を喜ばざりしも、一方に右の慮ありしを以て遂に之を諾しぬ。只長野主膳は尙關白の求により、井伊間部二老とも謀りて、尙暫らく在京して、廟堂の動靜を監視する事となりしが、幕府には此の際總目付とも云ふべきものを在京せしめんとの議さへありしなり。蓋し所司代酒井若狹守は幕旨を遵行するに於いて、甚だ信任を失し居りし故ならん。さて下總守は二月二十日を以て歸府の途に就き、三月十五日江戸に達せり。之に續きて、京師に於て捕拿拘禁せられし嫌疑の徒十四人を再び江戸に檻送し、二十五日出發東行せり。是より先近衛氏の老女村岡、鷹司の家司牧式部少輔、一條の家司若松奎權頭、入江雅樂頭等拘置せられ、又三條の家臣なる森寺因幡守、同丹羽豊前守等も之に

先ちて鞫問を受けしが、彼等皆此の中にあり。

江戸に於て嚮に東送せられし囚人の吟味は、老中松平和泉守の主任にて、寺社、町、勘定の三奉行大小目付等をして之に當らしめたり。之を五手掛の吟味と稱す。然るに寺社奉行板倉周防守(勝靜、備中松山侯)勘定奉行佐々木信濃守(顯發)、並に評定所の屬吏等は、黨獄の連累の廣からん事を恐れ、成るべく剔抉を避けんと主張せしも、町奉行石谷因幡守(穆清)は、之を反して、飽く迄も密謀を摘發して、異心を包藏する徒を處罰せずんば幕威立ち難しと主張し、意見協はざりしに、井伊大老之を聞いて、板倉等の説を排し幕府部内に此る所存を有するものある事外間に洩れて、水藩の士等に聞かしむれば、如何なる大事を企てんも知るべからずとて、遂に和泉守等を促して、二月二日周防守信濃守等の職を免じ、寺社奉行松平伯耆守(宗秀、宮津侯)町奉行池田播磨守(頼方)等をして之に代て獄を治せしめたり。

此後京囚の訊問其歩を進めしかば、遂に密謀の本源と認められたる水藩に及び、四月の末同藩老臣安島帶刀、右筆組頭大竹儀兵衛、同茅根伊豫之助を召して之を鞫問し、帶刀は九鬼長門守(隆徳、攝津三田侯)に、他の二人は同藩の士に預けられぬ。又水戸領内の女子に時なるものあり、皇學に精しく詠歌に長じ、李恭と號して、當時有名の婦人なりしが、京師に到りて傳奏東坊城家に入出し、歌に託して水戸齊昭謹慎赦免の事に盡力せりとの事によりて、嚮に京都町奉行所にて鞫問せられしが、此

頃其口供によりて、同藩京都手入の主謀は、戸田銀二郎なるを知りしと云ふ説あり。此の他水戸の密使として上京せし知順麟孝の兩僧も、下總守在京中より嚴探を受けしが、嚮に知順のみ捕へられて、交代寄合生駒篤太郎(出羽矢島領主)に預けられたり。又夫の吉田寅次郎の如きも、此の時既に幕命により、長藩の手を以て江戸に押送せられたりき。

此の後數月の間、黨囚の聽斷に經過せしが、八月四日主上へ金五千兩を献じ、九條關白の家領千石を増し、且つ在職中年々百俵を賜る事となし、廣橋前大納言には白銀五十枚、九條家司島田左近に白銀三十枚、時服三を與へ、又堂上地下の朝臣一般に對し二萬兩を頒與せしめたり、是れ刑戮に先ちて幕恩を布き、以て朝臣等の幕府に對する反感情を緩和せんと試みたるものなるべし。

後二旬餘を経、同月二十七日より初めて、遂に水藩密謀の連累數十名に對する決罰を發表したり。此の時密に名古屋會津庄内等の十藩をして萬一の變に備へしめ、江戸府内をも嚴戒したりしが、幕吏にありては、作事奉行岩瀬肥後守、軍艦奉行永井玄蕃頭、西丸留守居川路左衛門尉の三人は褫職奪封の上蟄居を命せられ、翌二十八日小普請奉行淺野備前守(元和泉守長祚)、西丸留守居大久保伊勢守(忠寬、元禁裏附、後京都町奉行に移りしが、嚮に長野主膳に譴せられて、水藩の與同なりとて此の閑地に居かれたり)の二人も職を免せられぬ、此の日元の老中太田道醇(即備後守資始、嚮に幕議を水藩に洩せりとの理由を以て老中を免せられたり)も謹慎を命せられ、尋て九月十日駿府町奉行

鶴殿民部少輔も免職の上、隱居謹慎の身となりぬ、此の他平山謙二郎、平岡圓四郎等皆一橋擁立に熱中せし輩等皆小普請入の上蟄居とせしめられたり。

さて大獄の根源たる水戸齊昭に對しては、八月二十七日紀の支藩主松平左兵衛督(信和、上野矢田領主)及尾の老臣成瀬隼人正(正住、犬山城主)の二人をして、齊昭に水戸表永蟄居を命する旨を傳へしめ、又慶篤にも差控を命せしめたり。齊昭の罪狀としては、京都への手入、建儲の異議、幕府有司の讒奏、降勅奏請等を數へ、慶篤は取締不行届の廉を以て罪を得しなり。又此の日之と同じき理由を以て、水戸の支封高松、守山、府中の三藩主をも譴責し、又水藩の附家老中山備前守(信實)に差控を命じ、他の老臣をも戒飭したりき。此の夜左兵衛督の齊昭蟄居の命を齎らしして水藩邸に臨むや、同藩士佐野竹之助吉成恒二郎等二十人許之を門前に要し、先づ幕命を與かり聞かん事を迫れり。蓋し幕府は兵を出して齊昭を奪ひ、之を紀の藩邸に幽せんとすとの風説傳はりし爲め、同藩人の在府するもの、並に平素彼等と志を同うせる浪士等數百人舉つて駒込邸に集り、齊昭を護衛したりしが、慶篤も亦此る幕命は子として到底甘受するを得ずとの決心を定め、一藩の上下同く死を決し、封國を焦土としても、幕命を拒捍せん形勢なりき。然るに左兵衛督温言を以て激徒を慰諭し、無事使命を全うするを得、又水藩の士も齊昭の國許謹慎の命を受けたる事實を知つて、稍心を安じ、漸く事無きを得たり。次に徳川刑部卿(一橋慶喜)も隱居謹慎せしめられ、又山内豊信、伊達宗城は嚮に

慶喜擁立の事に座して退隱せしが、豊信は此の時復謹慎を命せられたり。

翌二十八日、水戸藩臣の處分あり、鶴飼幸吉刑最も重くして梟首となる。彼の京都留守居役見習として在勤中、儒醫池内大學と結びて、其主齊昭の「外夷」取扱に關する意見書を青蓮院官及三條氏へ傳へしのみならず、又一橋慶喜建儲及び齊昭謹慎宥免等につき周旋し、遂に勅書を賜り之を奉じて東下し、加之其廻達につき更に繪旨を奏請せし件等は罪狀の重なるものなり。右に連繫して其父吉左衛門並に茅根伊豫之助は死罪に、安島帶刀は切腹に處せられ、又同藩臣鮎澤伊太夫及近衛氏老女村岡は齊昭謹慎宥免に關し、日下部伊三次、鶴飼幸吉等を援護せりとの嫌疑を蒙り、伊太夫は遠島村岡は押込の命を受け、鷹司家司小林民部權大輔及京都儒醫池内大學も連座して、夫々遠島、中追放の身となれり。

此の他藩士にありては、飯泉喜内、頼三樹八郎、橋本左内、吉田寅次郎の四人を前後死罪に處し（十月中旬）、外に京師縉紳の家臣等を始め、配流放逐せらるゝもの總計五十三人、魁首たりし梁川星嚴は嚮に病歿し、梅田源次郎、日下部伊三次は獄中に死して、刑を受くるに及ばざりき。今煩を避けて一々罪囚を擧げず、其重なるものゝみは上に云へるが如し。

徳川治世二百五十年間、其連累の最も廣く、多く有爲の士を殛^{チヨク}罰したるを以て有名なる、所謂安政戊午の大獄の終始略、上の如し。而して其結果の如何なりしかは略、章首に述べたり。さて如上の大

獄は、一に井伊直弼の勇斷に成りしが故に、其政策の効果は自ら彼れの一身に繋る事と爲りしが、彼れの一朝命を失ふに及びては、積年苦心の結果も忽ち淪^{リン}じしたり。而して此の機を作りしものを櫻田の變とす、余は次章に於て之を叙すべし。

参 考

(一) 参考書は前節に掲げしも、外開國起原、開國始末を参考せり。

第十六章 櫻田門外の變

萬延元年上巳の變は兒童走卒も諗聞せる近世史上の恨事なり。爾來殆んど五十年、井伊直弼と佐野竹之助以下十八浪士との名は、忠奸相反照する好適例として屢傳唱せらるゝのみならず、佐野等は勤王の忠士として、靖國神社に合祀の榮典に浴せり。余は固より彼等を以て一概に殘虐の暴徒となすに與みせず、其多くは其主家及び我が國家の前途を憂ふる公憤に驅られて、此る舉動に出でしものなれば、政治的運動の最後の手段として、暗殺を行ふ是非はとも角、彼等の精神に一點諒すべき誠意を認むるものなり。されど彼等の鬼をして忠魂義魄として千萬世に血食せしむる傍、同く其主家及び國家の前途を憂ふる誠意に出で、其必要と信せし政策を強行して撓屈せざりし直弼を以て、一に橫暴忍刻の酷吏として、微しも彼の邦家に貢獻せし功績を認むるを欲せざる一派の人士の狹量を陋とするものなり。此る現象も維新革新の餘波と觀すれば餘義なき次第ならんも、之が爲水産兩藩主の子孫並に舊臣をして、今に至るまで、尙冥々の間に憤恨の情を懷き、仇讎の思をなさしむるは決して昭代の慶事に非ず。私に思ふに櫻田の變故を激發せしめし事情に就いては、世に幾多の誤解あり、真相の知り難かりし爲め、兩黨の士人徒に猜疑邪推の念を深くし、會實情を語るものあるも、容易に渙然氷釋するに至らざるなり。されば余は今自ら信する所を叙して、世人の誤想を解

くの一端に資せんとす。

第一節 別勅奉還の議

安政五年十二月間部下總守上京周旋の後、條約調印の事情を諒し、攘夷を猶豫せらるる旨の勅を拜受して、朝幕の交渉略、結末を告げんとするに當り、尙殘存せる一重要問題あり、之を八月八日水戸藩に賜りし別勅奉還の議とす。初め井伊大老思へらく、水産への降勅は國事憂念の叡慮に出るとも、爲めに幕府の權威を殺き、随つて之に大政を委任せられし朝旨も自ら輕んせらるゝ道理なるのみならず、正式の手續をも經ずして勅書を微賤の輩の手中に委せしが如きは失體も甚し。又水戸藩に於ても、之を直に幕府に差出さずして、私に以て榮とするが如き狀あるは、許すべからざる所以なり。若し此の儘に放任すれば、國家の惑亂立所に至るべく、かくては朝廷幕府の害なるのみならず、水産自身にも不利なりと。仍つて一度幕府より水戸慶篤に對し、勅書を幕府に差出すべき旨を令しぬ。此の時慶篤は命を奉ずるに意ありしも、世に天狗黨と稱せられし一派の藩士は之を肯んせず、極力勅書を擁護せんと決心せしが故に、慶篤の命令行はれず。又幕府より強ひて差出を迫らば、如何なる變を生せんも知り難かりし形勢ありしを以て、幕府も遂に之を奈何ともする能はずして、時機の到るを待ちしが、是に至りて朝廷に別勅奉還の命を同藩に下されん事を奏請するに決し、六年正月

の比より例の長野主膳をして間部下總守酒井若狹守と共に、九條關白に縁りて、廟堂に周旋せしめたり。

然るに朝廷にては、一度水藩へ降し賜りし勅書を再び返還すべしと、同藩へ下命するは失體なりとの議勢力を占め、九條關白如何に幕旨を承けて周旋すとも、嚮の降勅に與りし公卿も尙在廷の事なれば、容易に幕府の勅請を許さざりしが、二月の比に至り、兎に角水藩をして孰れかの道により、勅書を返還せしむるに決定したるが如し。

幕府の希望は自ら朝議に反せり、井伊大老等の慮りし所にては、朝議假令別勅を返還せしむるに決すとも、若し間部下總守此の朝旨を拜して歸京し、水戸へ通達するに於ては、同藩の激徒等決して命を奉せざるべく、然らば勢ひ違勅の姿となりて、幕府も之を寛假するを得ず、果ては流血の慘を見るに至るも計られず、是れ所謂吹毛の譏を免かれずして、幕府の本旨に違ひ、時局に對しても最も下策たり。故に幕府としては、朝廷より水藩に對し、新に關東の奏上を是認せられしを以て、先般の別勅を返還すべしとの趣を傳奏より所司代を経て降命あらん様希望せしなり。

朝議と幕議との右の如く齟齬せしは、もと勢の然らしめし所にして、朝廷としても反覆の譏を避けん爲めには、右の如き態度に出でざるを得ず。幕府は又事實命令を以て水藩を屈下せしむるを得ず。朝威を藉りて、自己の所志を遂行せんとせし嫌あるも、こは勿論禍亂の激發を避けん爲めなりしを

諒すべきなり。

さて朝廷にては、返勅の命は必ず所司代より幕府老中を経て、水藩に傳へしめんとの前議を持し、遂に二月六日酒井若狹守の東歸に際し、此の趣の朝旨を賜ひしが、其時期は幕府の選擇に委したりき。然るに井伊大老は之を不便とし、若し朝議飽く迄も幕府の希望を許さずば、寧ろ水府黨獄の決するまで、此の議を放置するを可なりとし、同月末老中をして下總守に此旨を傳へしめぬ。時恰も下總守歸府の期に際せしを以て、彼は此の問題につき、充分斡旋するに及ばざりしが、歸府の後（四月の比）尙幕議を含みて、九條關白に上言し、水戸への別勅を幕府へ差出すべしとの命ありては、事容易に行はれ難きが故に、同藩より直接に朝廷に奉還せしめんと請ひたり。されど關白は一度朝議を経て、所司代まで降命ありしに、今又之を再議に附するが如きは、却つて異議紛出の機會を作るものにして、策の得たるものに非ずと思惟し、漸く字句の改竄を加へ、又幕府をして前令と矛盾せざる限り、適宜に修正するの自由を與へ、且つ勅書は水戸より幕府を経て奉還せしむるとも、或は直接に所司代の許へ返還し來るとも差支なしとの密令を與へぬ。此の時京師にては、九條氏を初めとして、陰に幕府の水藩を強制するの威令を失ひ、夫の天狗を憚るものなりと信せし傾ありしは、充分に幕府の苦心を諒察せざりし結果なりとす。

此くて幕府に於ては、水藩に對し、直ちに勅書の返還を迫らずして、黨獄の決罰を待んとせしもの

の如く、本年八月水藩君臣の處分定まりし後、更に朝廷に奏請せしめて結局十一月十九日、前述の朝議に隨ひ、傳奏廣橋光成より所司代に對し、幕府を経て別勅返還の命を水藩に傳へたりき。

是に於てか十二月十五日諸侯登城の際、大老井伊掃部頭及若年寄安藤對馬守(信正、平侯)の二人、水戸慶篤(此の頃既に登城を許されたるなり)に向ひ、今日より三日を期して勅書を返還すべき旨を告げ、翌朝更に安藤對馬守水戸邸に詣りて、強いて慶篤に面して、懷中より傳奏の奉書を出し、之を慶篤以下侍座の老臣等に示して、必ず勅書を返還すべきを告げ、若し尙命を拒まば、直ちに違勅の罪を得べしと威嚇し、尙朝命を拒押するの決心あらば、其旨を上言すべしと云ひ渡しぬ。此の時慶篤は尙一度水藩より朝旨を伺ひし後返還せんと乞ひしも、對馬守は之を拒み、且つ降勅の順序既に當を失せしものなれば、返還に當りても、宜しく、先幕府に上り幕府より京師へ奉還すべき者なりと主張したり。以て彼の力めて嚮に幕府自ら勅書直納を希ひし眞意を掩ひ、折衝の間に威令を張らんとせしを見るべし。慶篤は尙奉還有無決答の期限三日にては施すべき策なしとて延期を求めたり。思ふに此の時勅書は江戸藩邸に奉置せずして、嚮に水戸城中に下し置きしが故に、慶篤を初めとし在府の老臣等幕命に従て奉還の手續を了せんと欲するも、先づ在國の藩士を説伏して、彼等を同意せしむるを要するなり。對馬守は勅書の水戸に安置せらるゝを聞いて、不都合を詰りしも詮なく、漸くにして、更に五六日の猶豫を諾し、本月二十五日を以て其期となせしが、尙高松侯松平讃岐守の盡

力により、二十八日登城の節にても差支なきに定まりしと云ふ。此の時幕府の態度の甚だ強硬なりしは、水藩の上下分裂して、其勢ひ削弱せられ、しかも幕旨を承順する一黨の其後援によりて、政權を執りし時なるを以てなり。

慶篤は在府の老臣白井織部肥田大助の二人を水戸に急行せしめて、十五日營中に於ける對馬守の語を傳へしめて曰く、勅書返納の今に行はれざるは、全く前中納言(齊昭)夫妻の之を拒まるゝに因るものなるべし、さすれば此の上如何様の沙汰に及ぶも計り難く、遂には中納言(慶篤)に於ても、孝道を失せらるゝに至るべし。故に必ず二十五日を期して、勅書を江戸に上すべく、若し尙遲延すれば、中納言自ら下國して、捧持し來らるべし。しかも尙異議ありて、遂に前中納言等に嚴譴の下る様の事あらば、水府の家國も此の時を以て限りと覺悟せらるべしと。之に據りて當時幕閣の態度の嚴厲にして、鬼面以て嚇する態ありしを察すべし。

されど水戸の形勢は容易に勅書の奉還を許さず。年少氣銳の徒は死を以て返還拒絶を主張する有様なりしを以て、慶篤は幕命の期を愆らん事を恐れ、更に自書の下知狀を裁し、急騎をして之を齎らしめしが、水戸の老臣は此の使に附して、江戸の同僚に困難の事情を述べて、猶豫を請はんとせり。依て在府老臣は直ちに返書を送りて、猶豫の不可能なる所以を告げ、尙白井肥田の二人にて、指定の期日迄に勅書を奉じて歸府するを得ずば、已むを得ず、幕府に請うて慶篤自ら下國すべしと云

ひ遣りしが、尙其詮なきを曉りけむ、續いて慶篤自身の下國も甚だ手重なれば、必ず期日に途中までなりとも勅書を捧持すべく、若し之を遮止せんとするも者あらば、如何なる手段を用ひても、之を排除すべしと通達せり。時既に二十二日にて期日は愈々切迫し來りしなり。今此の形勢を察するに、幕府は勿論嚴重の態度を以て水藩に臨みしも、其の語の啗喝の意を含むは明らかにして、在府の老臣も全く之を知らざるに非れども、其或者は尙幾分か幕旨を迎合して、殊更に事情の切迫を告げ、水戸の君臣を壓迫せし嫌あるを免れず。されば、右の事情は自ら水戸の上下に通じて、勅書返納に反対する一黨の勢焰は益々甚しきに至りしなるべし。而して此る間に激徒の長岡に屯集するものありて、事態益々重大となれり。

參 考

(一)奉勅始末御筆記(水戸齊昭自筆)。

第二節 長岡驛の屯集

水戸藩内に於ける黨争に就いては、以前にも説き及したるが、今本節に於いて再び論述の機會を得たり。そも巨室派と新進派との争衡は、幕末各藩に於ける普通の現象にして、云はゞ社會進化の階梯に於いて免かれ得ざる政治上の現象なり。然るに黨禍の水戸藩に於て、特に其慘毒を逞うせしは、

全く幕府と特別の關係に立つが故に、其干渉を被り、中央に於ける政局の變轉の直ちに水藩内のそれに影響せし爲め、一藩の勢力の自然の消長に随つて、一方に定まるを許さず、起仆極まりなくして、一政變を経る毎に、兩黨の怨恨は愈々痛切となり、果ては優勝の地位に立ちしもの、國家の政刑を濫用して、反対の黨人を誅殺して、甘心せんとするに至りしなり。されば安政五年以後再び政權に離れて、野に雌伏せし所謂「天狗連」即ち戸田藤田の流を汲み、多く新進氣鋭の徒を含みし一黨は、猛烈に當路者の處置を非難し、如何にもして彼等の地位を顛覆して、自黨の勢力を挽回せんと百方苦心せしは、安政六年前後の形勢なりき。而して別勅返還の幕命は此の際に起りて、在府の老臣等は皆幕旨を敬承して之を果さんと試みたるが、夫の天狗黨の多數は、もと此の降勅の運動に與らざりしとするも、既に降命となりし後は、之を以て無上の光榮となし、其の奉體に全力を傾注せん事は、彼等の希望にして、又其主齊昭の本志なりと信じたりき。然るに今彼等の仇讎視する反對黨等が幕旨を迎合し、其當路者たる地位を利用して、其主の本意を矯め、兵力に訴へても、尙勅書を彼等の手中より奪はんとするを見ては、彼等たるもの、いかで坐視するを得べき。是に於て彼等は萬一を慮りて、勅書を藩祖の廟中に納めて之を護し、又水戸を距る二里餘の長岡驛に屯集して、江戸水戸間の交通を遮斷し、死力を振うて勅書の返還を妨げんとせり。而して夫の高橋多一郎等其主謀なりと聞えき。藤田東湖嘗て彼を評して曰く、高橋は人事を以て天事を制せんと企つるものなりと。

此の一語能く其面目を想像せしむると共に、其使嗾に成りし長岡屯集の、如何なる性質の企圖なりしかを察すべし。

そも水戸藩は提封三十五萬石と稱すれども、中七萬石許は實收少なき荒地にして、加ふるに三家の榮貴に居るを以て、尾紀兩藩と拮抗するの風あり。爲めに府庫屢、空竭し、閩藩カニンの士民も亦窮乏を極めたり。故に藩士の二三男等居常其生に安んずるを得ずして、しかも青雲の望なく、不平不満の情を抑へて悶々せし輩等、會、藤田會澤等の盛に鼓吹せし尊王攘夷の思想に觸るゝや、自ら熱烈無謀なる行動に奔るは免かれざる所なるべし。加之藩内の郷士農民の中には、無事に苦める不逞の徒多くして、此等皆平素の磊塊ライカウイを遣らんが爲めに、動もすれば暴發せんとする勢をなしぬ。

水藩の士民多數嘯集し、武力に訴へても其所志を貫徹し、幕命を拒捍せんとする傾向は、長岡の屯集に初まりしに非ずして、既に五年齊昭の蟄居を命せられし際、天狗連と稱せられし一黨動擾せしが如く、其後六年五月既に安島茅根囚禁せられし時、二人の放還を迫らんとして、水戸藩中より千人餘の士民江戸に向ひ、駒込及び小梅藩邸の邊に集合し、總て江戸に入りしもの前後二千人餘を數へたりと傳へられぬ。されど幕府は之を鎮壓するに兵力を用ふるを憚り、何等の處分を下さざりしを以て、彼等は益、幕府の武威を恐れず、今年又長岡の事件發生するに至りぬ。

萬延元年正月の比、激徒數十人長岡驛に屯集し、尙之を外にして、泉町其他傍近の士民の家に潜居

するもの亦數百人に達し、白井織部等下國の際にも、之に不敬を加へて憚らざりしが、彼等の中には、浮浪無頼の徒の藩士の風を裝うて混入する者あり、皆死を以て勅書返納の非を論ずるものにして、或は齊昭の命を奉ずと稱したり。乃ち江水兩府の道を要して、飛脚使价の往來を遮らんとす。されば彼等は勿論藩吏の制止を聽かざるのみならず、之を面前に罵辱し、果ては藩主の命令をも拒み、假令公命に背き、一藩滅亡すとも、已むを得ざる運命にして、勅書は主家よりも重しと極論するものあり。是れ殆んど亂國の状態ならずや。

正月二十五日勅書奉還の期日に臨みて、水藩在國の老臣急騎を江戸に派し、書を以て長岡激徒の動靜を告げ、彼等を悉く捕縛し、若しくは誅殺する事は到底行はれざるが故に、若し勅書を奉じて強行すれば、忽ち亂亂を生じて、之に如何なる損傷を與へんも計り難くして、其結果遠勅と同じかるべし。されど此の儘にして放置するは、藩政府の威令にも關し、又幕府に對し謝すべき辭を知らざれば、先づ彼等の首魁を探索して之を捕縛し、徐に勅書返還の策を行はんとすれども、期日切迫して之に出る能はざるが故に、今は餘儀なく、嚴重に勅書を護衛して出府し、之を遮止する激徒を擊退して進むの外なきなり。仍つて今干戈を動かさんとする決意と、其結果として、彼等の一部の必ず江戸若しくは他所に逃入する事につき上裁を仰ぐ旨を述べたり。

今夜水戸藩府は又急使を江戸に馳せて、公書を齎らせしに、二人の飛脚長岡宿に到る比、四十人許の

壯士に要せられ、辛うじて其書類を奪はれざりしも、宿中に抑留せられて進むを得ず、仍つて其翌日已むなく水戸に歸り來りて、壯士暴行の顛末を報じぬ。仍つて藩吏は兩府の交通を阻止する所業は、彼等を待つに罪人を以てするに充分なりとて、謹慎中なる齊昭の命を請へり。仍つて齊昭も使者を抑留せし本人に對しては、適當の處置をなすを許せしが、之が爲めに黨人を激せしめ、一國の騷亂を惹起せば、却つて自己並に中納言の爲めにも不利なりとて、成るべく事態の重大に赴かざる様注意すべしと指令したり。以て其同情の壯士輩に傾きしを徴すべし。されば齊昭夫妻は返勅を拒むの意ありと傳説せらるゝ程なりしが、是の比其老臣に親書を下して、元來勅書は中納言(慶篤)の拜受せしものにして、我等夫妻の與るべきものに非らざれども、既に返還の朝命出でし上は、之を拒むは遠勅にして、天朝幕府に對して罪を負ふ次第なれば、夫妻に於いては決して返還に異議なしと云へり。思ふに老臣等の疑を解かん爲め、右の書を與へしものならん。

されど右の親書に據りて、假りに老臣等は齊昭に異議なきを知りしとするも、一般士民は尙勅書返納は其主の本意に背くのみならず、長岡出張の輩は其密令を受けたりと信するもの多く、自から激徒の後援をなして、藩令の行はれざる主因となり、家老等の説諭に耳を傾くるものなし。仍つて老臣等は齊昭に請ひ、其密書を得て、一般藩士を諭解せしめんとせり。齊昭は己れ謹慎中の故を以て、一度之を拒みしも、遂に侍臣をして前中納言勅書返納を拒否せらるとの浮説の事實に非る由を認め

しめて、之を老臣に授けたり。乃ち正月二十四日弘道館に文武の諸生を會せしめ、教授頭取にして齊昭の側用人を兼ねたる青山量太郎(延光)以下をして齊昭の命を傳へて、彼等を諭告せしめたり。齊昭は又老臣等の請求により、表家老等の吏人中に親書を下し、勅書返納は已むを得ざる儀にして、之を拒捍せんとするは決して自己の本意にあらず。長岡に屯集するが如きは血氣の勇にして、之が爲めに義理名節の立たざるのみならず、却て主家の安危にも關する非擧なる由を述べて、彼等の疑を解かんと試みたりき。思ふに彼の從來の主張と行動とに徴すれば、其の返勅を喜ばざる事は明らかなれども、長岡の屯集は其の使嗾に出でたりと信すべき理由なし。恐らく高橋多一郎等天狗黨の志士等少年を鼓舞する權略として、彼の密令を受けたりと稱せしものならん。されば壯士等は齊昭の親書を見ても、尙有司に強ゐられて出したるものなるが故に、其真意を表せるものに非ずとなして、藩命に従はんとせざりしなり。此の際長岡に於いて、江戸への飛脚抑留の事起りしを以て、益々齊昭の真意を一般に明知せしむる事の切要を感じたり。仍つて老臣は又藩士一同への諭書を請ひ得て、彼等の誤解を釋かんと力めたりしも効なかりき。

此の日又慶篤より在國老臣への親書到着せり、同く勅書返納を拒まば、遠勅の罪の逃れ難きのみならず、幕府の前中納言に對する嫌疑を深くし、如何なる嚴命に接するも計り難き由を述べて、老臣以下の反省を促したるものなり。

さて勅諭返納は内實二十八日を期したりし事は前述せしが、此の日江戸に於て慶篤登城せしに、閑老も流石に水藩の内情を了察せしにや、甚しき迫切の催促をまなさず、只空しく猶豫せば、如何なる沙汰あるも知り難しと云ひしが、尙對馬守は同夜在府の老臣等を其官邸に召して諭告する所ありき。而して之を陪聽せる近習原田八兵衛、坂場熊吉の二人は、此の結果を水戸に齎らさん爲め、翌二十九日江戸を出發せり。

水戸藩府にては、二十九日晦日の兩度人を長岡に遣して、屯集の輩を勸解せしめ、又彼等の父兄親戚に、各、長岡に赴きて、其子弟に説諭せん事を命じたりしが、壯士等は今回の出張は決して私意に出でしに非ずして、水戸一藩のみならず、神州の興廢に關する大事なれば、輕々に進退するを得ず。若し勅書を返還すれば、威義兩公（藩祖頼房及光圀）以來累世の忠節も水泡に歸するが故に、只返還の議を止めらるれば、他意なしと答へて、容易に右の示諭に服せざりき。仍つて翌二月朔日には執政の一人彼の地に出張して、再び説諭せんとの議あり。

江戸より下國を命せられし原田坂場の二人は急行して、二月朔日夜長岡に達せしに、例の激徒其前路を遮りて進ましめず、乃ち壯士等彼等に迫りて激論を發する様なり。仍つて二人も進退に窮し、事情を水戸に急報して救を求めぬ。此の時激徒等は終夜路上に篝火を焚きて、往還の輩を物色し、又宿驛の間道を搜索して、潜行の徒を捉へんとし、又毎夜數人水戸に出入して、藩中の形勢を偵察

せりと云ふ。而して藩士中に彼等と聲息を通ずるものありしは云ふまでもし。

二日藩府にて原田等の急報に接するや、即日齊昭より侍臣二人を遣して解諭せしめしも、壯士等命を奉せず。依つて翌日再び侍臣二人及び隱居の老臣大場一真齋を遣せしに、漸く彼等を承服せしめ得たるが如く、三日夜深更に及び、大場等原田坂部を伴ひて水戸に來り、直に齊昭に謁して、江戸にて安藤對馬守示命の趣を傳へ、又慶篤の自書を差出しぬ。そも幕府にては、安藤對馬守専ら此の問題の局に當りしが如く、此の時原田等の言に據るに、彼は水戸の君臣の名義を云々するを難じて、一度賜りし勅書返還を迫る様の事は、朝廷に於いても無き筈なれども、之を降す事既に失當なりしが故に、朝廷も之を曉られ、幕府に縁りて、返還を周旋せしめらるゝなりと公言し、結局本月五日迄には必ず返勅すべしと命せり。

長岡の激徒は決然として初志を翻へさず、飽く迄も勅書を奉じて上府するを遮止せんとし、若し中頃脱黨せんとするものあらば、死を以て之を脅かす有様なるが故に、藩府に於て残る所の手段は、兵力を以て彼等を壓倒するにあるのみ。然るに此方法に出れば、血を躡むに至るは免かれざる結果なれば、水戸の老臣も幕府に顧慮して、嚮に在府同僚に致報し、上裁を請はしめたる事前述の如し。慶篤も之を聞いて憂慮に堪へず、直ちに安藤の内意を聞かしめしに、對馬守も容易に答ふる能はざりしが、遂に二十八日夜水戸の老臣を引見して指令せり。即ち彼も平穩の手段を以て、處置を了す

る能はざるを知り、嚴重に勅書を保護して上道し、若し途中にて多少の故障を生ずるも厭ふ所に非ず、暴擧を敢てするものあらば、之を誅殺するも差支なしと云へり。只彼の鐵砲を用ふるを嚴禁したりしは、流血の慘害を大ならざらしめん用意なりしなるべし。彼は又老臣等に向つて、勅書を奉じて上達せし後、假令如何なる大事に及ぶとするも、徒らに評議に日月を消して、其の間に京師の催促に接し、違勅の罪を得るには勝れりと云ひ、又一方には若し無事に勅書奉還を了れば、決して世上の流説の如く、更に嚴譴を水府に下す事なしと慰諭して、其危懼の念を除くに力めたり。右の指令は原田の齋らせし江戸老臣の書によりて傳へられしが、藩府にては尙上途を強行するに躊躇し、尙一回壯士輩の説諭を試みんとせり。而して齊昭の政治に干與するは幕府の禁する所なりしも、今回の事に於いては差支なしとの幕旨を得て、彼は此の後公然士民の教諭に盡力する事となれり。

然るに第二の期日なりし二月五日も空しく過ぎ去りしを以て、六日朝齋に下藩せし老臣白井織部及杉浦金次郎の二人急命を帯びて上府せしに、又もや長岡にて阻止せられしのみならず、壯士等の爲めに暴言を加へられしが、水戸より來りし齊昭の侍臣の命を含みて、壯士輩を説諭せしにより、漸く八ツ時(今の午後二時)に及びて、彼等の手中を脱して發途するを得たり。時に激徒は長岡驛内の空地へ長一丈許の表木(後石に改む)を建て、「大日本大至忠楠公招魂表」と大書して、彼等の楠公に

學びて、盡忠報國の念を絶たざるを示したり。

水藩の再び返勅の期を愆るを見るや、幕府は益々逼迫し來りぬ。即ち安藤は水戸の老臣に向ひ、江水の往來を遮斷するが如き罪人は、宜しく國老にて處分すべきに、何等決する所なきを詰り、結局前中納言にて親書を下して教諭したる上、幾日頃迄に勅書を返上すべきかにつき明答を聞かん事を求め、尙此上にも遅延すれば、書面を以て顛末を言上すべく、然らば如何なる沙汰に及ぶも計り難しと脅嚇せり。仍つて二月八日在府中の九郎麿(以前、忍侯の養子たり)兄慶篤の意を承けて、之を水戸の老臣に報じて、武將等をして充分に勅諭を警固して、速やかに上達せしむべしと命じ、又母なる齊昭夫人へも一書を送りて、累の父君に及ぶを恐るゝ旨を告げ、在府の老臣も亦此の趣を水戸表へ急報したりき。思ふに幕府にては依然齊昭の態度につき疑を挿めるもの、如く、若し彼にして誠實に藩士を教誨すれば、返勅の事行はれ難きに非ずと思惟せしならん。水藩の有司に於いても、今尙流血の慘を見ずして、時難を救済し得る望ある方法は、只齊昭の眞意を士民に徹底せしむる外に出でざるを信じ、遂に幕府に稟し、齊昭に請うて、或は藩中の重臣等を居室に引見し、或は廣く親書を下して、事情の疏通を計りしが、當時の形勢は到底口舌を以て變通せしめ得べき底のものならずして、是等の努力も寸効を奏せざりしのみならず、長岡激徒の舉動益々暴濫にして、林忠左衛門、山口辰之助、大澤彦五郎、吉成恒次郎等四天王と稱し、私に敵黨の士人に刑罰を擬して、之を目付に

送致し、甚しきは藩吏久木直次郎の退出を窺うて、之を暗殺せんとするに至りぬ。而して彼等の背後には、高橋多一郎、關鐵之介等の輩ありて、之を使喚せしは疑ふべからざるが故に、遂に右の二人を長岡の徒と共に處分するの議有司の間に起りぬ。

二月十四日慶篤は幕意の計り難きものあるを以て、更に親書を下して、必ず本月二十五六日の比までに返勅を果たすべく、長岡出張の輩は一刻も速に處分すべきを命じ、又父母にも一書を呈して盡力を請へり。尙九郎麿より母に送りし書中には、安藤の口吻に據るに、本月中に事果てざれば、滅封の命を受くるも計られざる由を告げ來れり。仍つて此の書の水戸に達するや、齊昭も亦中納言も既に下知し、有司も同意なれば速に處分を執行すべしと令したり。

是に至りて最早他に策の施すべきものなし。水府にては遂に兵力を用ひて、激徒を鎮壓するに決し、二月十八日齊昭自ら書院に出で、役人を召して、彼の直論の書を以て激徒を教誨すべく、若し聽かすんば、臨機の處置は老臣等の議によるべしと云渡しぬ。仍つて老臣は士卒を部署して、長岡、神崎、同心町の三方面に向はしめ、激徒の通路を絶ちて、之を鎮撫するに決し、別に一隊の兵をして城の内外を守らしめぬ。見るべし水戸一藩の亂形既に成りしを。

されど此の時齊昭の眞意の兵力を用ふるを不可とせし事、一般に知られしのみならず、老臣の權威薄くして、其命令を強行するの力なく、或は事情に關くして、機宜の處分を施すを得ざるが故に、

又重臣等の異論百出して、既に鎮撫の部署を定めながら、徒に議論を聞はして、十九日夜に至り尙決する所なし、大寄合頭市川主計等斷行を主張せしも、大番頭等の輩應ずるものなし。是れ全く朋黨の爲め一藩分裂し、彼此利害を殊にするが故に、一致の運動に出る能はざりしなり。然るに十八日夕老臣鳥居瀨兵衛獨り衆を勵まさんと欲し、單身出で、石塚の邊に在りしに、目付兩人來りしのみにて、遂に一兵を出すものなし。瀨兵衛は一人長岡に赴かんとせしも、目付等に制せられて果さず。退いて藥王院に休息せしに、一兩人來り加はるものあり、會、長岡の激徒數人之を窺ひ知りて、殺到し來り、血戦して互に傷きぬ。此の夜激徒所々に出沒し、貝を吹き銃を放ち人心洶々たり。時に藩士中には勇を奮うて出でんと欲するものなきに非れども、其從者等皆年季の奉公人なれば、死を以て其主に殉せんとするものなく、譜代の家來缺乏の惡果は忽ち現はれ來りぬ。

翌十九日に至り、長岡の激徒四十人餘、來投せし農兵等を加へて總て百人餘、同所を去つて西方に走りしが、藩府にては其赴く所を知らざりしを以て、二十日諸方に人を派して、彼の徒の動靜を探らしめたり。又此の日諸有司をして更に激徒の處置を議せしめしに、議論硬軟の二派に分れ、大場彌衛門（一眞齋の子か）等は兵力を用ふるを不可とし、累代の家臣の生死に關する大事なれば必ず役人より懇諭して、同地を撤退せしむべしと云ひ、之に反して、赤林三郎兵衛、市川主計外二人の議の如きは、激徒を以て狂暴の舉動を敢てするものとなし、之を誅殺するも差支なしと云ひしは、共

に朋黨の偏見に住せしものなりき。又此の時所謂天狗黨(藤田派)も返勅の議に關して自から二派に分かれ、會澤恒藏(安)、青山量太郎(延光)等は返勅を賛して、之に反對する壯士等の鎮撫を主張せしを以て、世に鎮家と稱せられ、高橋多一郎、金子孫二郎等は之に反して極力返勅を妨げんとして、激家の目あり。此の如く藩論の一致せざりしも、老臣等は更に齊昭に請ひて、再び當主たる中納言の命令に隨ひ、出兵鎮壓の議に同意せしめたり。されど齊昭の心中之を喜ばざりしは明らかならず。

齊昭慶篤既に出兵を裁可せしを以て、市川主計等奮躍して出でんとするも、尙之に應ずるものなく、殊に番頭等の異論甚しくして、到底彼等を動かすの望なし。仍つて廿二日には、大寄合頭、番頭等を擱きて、寺社奉行渡邊半介、側用人青山量太郎等弘道館の諸生二三百人を率ゐて出張するに決し、翌朝諸生を二隊に分ち、一隊六十人餘を止めて城の守衛となし、他の一隊百四十人餘をして長岡に向はしめんとせり。翌二十三日には、齊昭自ら松平將監、市川主計、朝比奈彌太郎、大場彌衛門等を指名し、兵を率ゐて長岡に向はしめんとせしも、俄に準備成り難しと云ふものありて、二十五日迄延引するに決せしが、彌衛門の父一真齋に心服するもの長岡の徒に多ければとて、彼をも共に遣さんとの議起りしかば、齊昭も強ひて一真齋を説服して、壯士等を懇諭し、勅書を返還せしむべき旨を誓はしめたり。蓋し齊昭も此の時に至りては、屢、江戸の報に接して、愈、形勢切迫せるを知り、

一步事を誤らば、藩國を失ふの危険あるを曉りしが故に、一真齋を説きて、返勅に盡力せしめしならんか。されど彼は心中最も返勅を喜ばざるものとの説ありて、此の後の態度も曖昧なりき。されど齊昭は又一真齋出張の旨を一般藩士に告げて、二十五日勅書差上の斷行を促したり。

二十五日は遂に來りぬ。然るに勅書返還に反對せしものは、長岡の徒に止まらざれば、今迄靜まり居りし藩士の二十四五日に及び俄かに出奔するもの少なからず。殊に「天狗黨」に屬して、先年罪を得て閉居せしめられし者等多く亡命し、或は城中に入りて藩吏を刺さんとするものあり。此の類にや、齋藤某の如き、城中に於て自ら屠腹して果てぬ。さて前日齊昭の命を以て、長岡激徒の鎮撫に赴きし大場一真齋は二十五日朝歸り來りて、屯集の輩悉く同地を退去せし旨を報せり。されど彼の内心の知り難きものあるのみならず、壯士等も勿論返勅に同意せしに非ずして、此の特別に企つる所ありしに似たり。随つて一藩の人心も愈、激動し、如何なる變亂を生せんも測られざる形勢に赴きしを以て、齊昭は又もや新しく諸士を引見して説諭せしが、言下に説伏せん事叶ふべくもあらず。されば此の際強ひて勅書を奉じて上途すとも、無事上着の有無も豫知し得ず、又藩府の政令も立ち難きに至ればとて、再び幕府に猶豫を請はんとの議を生じたり。此の時江戸に於ても、水戸の紛亂の拾收し難きに至らんとするを見て、一派の議に隨ひ、せめて老臣をして勅書を奉じて上京し、直ちに閣下に奉還せしむる許可を幕府に請ひしも許されず。依つて又藩情融和一策として、返納後

天機伺として使者を上京せしむるの允許を望み、殊に水戸表にては、以上の議を執り、右の二者孰れかを許さるゝに非ずば、到底無事に返勅を果し難く、若し幕府に於て允許なくば、當分勅書返還の猶豫を請ふの外なしと主張したりしが、幕府にては尙勅書を先づ江戸に上さゞれば、使者上京の儀も指令し難き由なるを以て、慶篤も遂に已むを得ず、大場一眞齋及肥田大介の二人に、兎も角勅書を奉じて上府せしめ、使者上京の事は其後に議せしめんとせり。されど是亦水戸の情實の許さる所なりき。

此くて江水兩藩府の交渉殆んど歸着する所なく、未だ返勅を果しし間に、果然三月三日櫻田門外の變激發し、滿天下を驚駭の中に陥れぬ。

参 考

(一)参考書は前節と同じきもの、外開國始末に據りし所あり。

第三節 上巳の變

長岡屯集の激徒大場一眞齋等の盡力により、同地を撤退するに至りし時、其主謀たりし高橋多一郎等の胸中別個の企畫を有せしが如し。そも水藩の「天狗黨」は返勅の議に關して、鎮家激家の二に分れしが、二月十八日以來内訌將に破裂せんとして、青山量太郎等自ら長岡の鎮撫に赴かんとするに

及びては、所謂激家たるもの、若し藩内に在りて、自己の主張を貫徹せんと欲せば、勢ひ鬪牆の愚を演ぜざるべからずして、勝敗何れに決すとも、爲めに藩勢の孤弱に陥るは免かれざる所なり。此等の事果して高橋等の心頭に徂徠せしや否や明らかならざれども、誠に當時の情勢を揣摩すれば、正に此の如きものあるべし。されば所謂激徒の一例自藩を亡命して、別途の計畫を建てしは自然の數と云ふべし。

水藩を脱したる同志十數人は、二個の方面に活動を試みんとせしが如し。一は高橋多一郎及其子莊右衛門にして、木曾路を奔り、又金子孫次郎、佐藤鐵三郎の二人は東海道に潜行し、共に京都に達し、薩長因等の雄藩の同志を説きて、大事を企てんとしたるものにして、二は即ち幕府の元老たる井伊掃部頭を殘して、形勢一變の機會を作らんとせしなり。而して佐野竹之助以下十七士は、實に此の目的を懷きて結盟せり。外に薩藩の亡命者有村治左衛門なるものあり、右の企を知りて遂に之に與しぬ。

結盟の十八士は三月二日夜品川の妓樓に上りて訣飲し、味且出で、芝愛宕山に上り、各襲撃の準備を爲し、さて櫻田に向ひぬ。蓋し彼等は豫て今日上巳の佳節に當り、井伊大老登城の途を覘ひ、事を舉げんと謀りしなり。此の日曉來天白雪を降し、風威劈くが如し。井伊大老は登城の輿を命じ、五時半時(今の九時頃)外櫻田の藩邸(今參謀本部所在地)を出で、櫻田門に向ひ、漸く松平大隅守(親

良、豊後杵築侯(コト)邸邊に到れり。是れより先き、十八士は四五人宛相携へ、前後して櫻田に達せしが下駄傘の者あり、股引草鞋の者あり、參々伍々として同じく松平邸邊に参り、大老の過るを窺ふに、人の怪しむ者なし。やがて五十餘の士卒大老の輿を護りて來るを見るや、彼等は徐に傘を捨て、羽織を脱し、路の左右に分れて、其近づくを待てり。中に數人合羽を被り、奴裝して路傍に伏し、大老の輿を迎へて訴へんとするの狀を爲す。井伊氏の供頭(トモ)日下部三郎右衛門、供目付澤村軍六之に接せんとして近づくや、彼等躍起して日下部を斬る。日下部刀を抜かんとするに、柄袋(ツカ)太平の世の風俗なり)に妨げられて鞘を脱せず、其儘應戦し、遂に澤村と共に撃倒せらる。之と同時に、激徒の一人前行の槍を奪はんとし、井伊氏の從士と争ふものあり。輿側の士此狀を見て驚き、群り赴きて、之を助けんとし、後を空うし、只河西忠左衛門等二三人を残すのみ。輿丁も亦既に逃亡して在らず。時に銃聲一發するや、左右の路傍より遽かに突進して、輿側に通る者數人、河西等と激闘して之を殞し、又輿中を亂刺する事三四回、乃ち戸を排して、禮裝したる掃部頭を曳き出すに、氣息既に絶えたるが如し。乃ち各、一刀を加ふ。薩の士有村治左衛門忽ち首級を擧げ、高歌放吟して辰の口に向ひ、二人之に従へり。他も亦歡聲を揚げ、刀を收めて去る。井伊の士小河原秀之丞既に傷きて昏倒せしが、有村の其主の首を携へて行くを見、憤恨に堪へず、痛苦を忍びて之に毛利邸前に追及し、後より有村の頭を斬る。其同行二人返り闘うて小河原を殞す。有村も亦傷に勝へず、掃部頭

の首級を抱きて、若年寄遠藤但馬守邸邊に自殺せり。凡そ此の闘事忽卒に發して、大老の從士多く雨衣を脱するに遑あらず、進退の便を失ひて、空しく敵に亂撃せられ、未だ刃を交へずして既に傷くものあり。かくて少時にして事果てたり。故に井伊邸にて變報を聞き、家士五六十人惶惶として出で來りしも已に及ばず。空輿の空骸を載せて門に入るに逢へりと云ふ。

水藩十七士の中、稻田重藏は即死し、廣岡子之次郎は有村と共に自殺し、山口辰之助、鯉淵要人の二人も亦大傷を被りて、八代洲河岸に自殺す。佐野竹之助(後傷の爲めに死す)、蓮田市五郎、黒澤忠三郎、齋藤監物は大老斬戮の趣意書二通を懐にして、老中脇坂中務大輔(安宅、龍野侯)の邸に、大關和七郎、杉山彌一郎、森五六郎、森山繁之助は細川越中守(齊護、熊本侯)の邸に自首し、廣木松之助、増子金八郎、岡部三十郎、關鐵之助、海後崎之助は西走して京阪地方に赴けり。而して生存者の多くは、後日縛に就き、死罪に處せられぬ。

さて嚮に西上せし高橋多一郎父子は大阪に入りしが、幕吏の偵察急にして、逃ること能はざるを知り、本月二十三日共に天王寺に自殺し、金子孫二郎等も亦薩藩の吏の獲る所と爲り、後幕府に引渡されて、彼等の計畫は失敗に終れり。

井伊大老の衆怨の府と爲しり事一日に非ず。井伊氏の君臣も亦之を自覺せしが故に平素警戒を怠らざりき。既に安政五年六月二十四日齊昭等の「不時登城」の際の如き、又同年七月五日、尾水越三侯

等を蟄居せしめし時の如き、井伊氏にては、不測の變の生せん事を慮り、掃部頭下城の途中を警戒せる程なり。然るに水藩の激動上述の如くして最も戒心を要せし時なれば、井伊氏にても勿論油断はあるまじきに、忽然として如上の變故を生ず、亦天と云ふべきのみ。

幕府は變後の處置に苦心せり。先づ井伊氏の家臣を説きて強ひて掃部頭の死を秘せしめ、只暴徒の襲撃に遇ひ、負傷して歸邸せし趣を届け出でしめたり。又有村の携へ行き後遠藤邸に收めし掃部頭の首級は井伊家より家士加田九郎太の首級と稱して受取れり。幕府は又井伊の家士の水藩に怨を含み騒擾すべきを慮り、老中内藤紀伊守(信親、村上侯)をして井伊の重臣を呼びて懇諭し、衆士の輕舉を戒めしめたり。されど井伊家にては上下の激昂抑へ難くして、翌四日家老岡本半介(黄石)等幕府に上書し、其主を傷けたる水藩兩藩士を得て、甘心せんと請ふに至りしが、幕府は再び重臣を召し、或は若年寄酒井右京亮(忠毗、敦賀侯)を遣して説諭せしめ、漸く事なきを得たり。此の時實際變報に接して、彦根及び其屬領たる佐野の士民の江戸に驅け上りしもの甚だ多く、随つて水戸邸にても頗る警戒する所あり、慶篤の如き出入を畏懼し、物情恟々として一步を誤らば天下の騷亂を招くの恐なきにしも非ざりしを以て、幕府の苦心は一方ならざりしが如し。さて三月晦日に至り、掃部頭の大老職を免ずると共に、水戸慶篤の登城を止めぬ。初め十七士は事を擧ぐるに先ち、自ら藩籍を脱して、累を主家に及ぼさざらんと用意せしも、慶篤たるもの當然其責を免かるゝ能はざりし

なり。尋いで翌閏三月朔日掃部頭の喪は發せられ、やがて此の非凡の政治家は終古の恨を吞んで、武藏世田ヶ谷豪徳寺内に永眠しぬ。爾來半百年、墓邊の松籟は斷えず無韻の挽歌を奏せり。

余は今本章を終らんとするに臨み、一言を加ふべきは、掃部頭の横死に對する水戸齊昭の態度なり。世或は十七士の襲撃を以て、齊昭の使喚に出でたりとなすものあり。されど余は之を信せず。固より彼等の行動の一概に狂悖の沙汰と見るべからずして、或る政治的企畫を遂ぐる手段なりし事は前述せしが如し。故に其計畫の或は水藩一二の重臣に連るものなきを保せずと雖も、大體より云へば、所謂激家の一列の返勅を拒み得ずして、自己の運命の窮迫せるを知り、公憤と私情と相交りて、決死の覺悟を以て最後の活動を試みたるに過ぎず。故に齊昭を以て右の計畫を密示したるものと爲すは、確かに冤なるべし。余の節末に摘録せる齊昭の自書は余の言を證して餘あるべし。此の文を讀む者は、之を以て悉く齊昭の本心を掩へる矯飾の語なりと斷するを得ざるべし。余は充分に眞情の流露を認むるものなり。庶くは以て一部人士の誤解を釋くを得ん歟。

參 考

(一)左に摘録するは井伊直弼死後、三月二十四日齊昭より慶篤に與へたる自書の一節なり、(奉勅始末御筆記上所載。)

(上略) 扱勅書ノ儀、度々安藤對州ヨリ催促モ有レ之由候處、何レニモ登セ兼、萬々一途中ニテ、御品ニ次第

モ有レ之候テハ不ニ相濟トテ、中納言殿(子に對しても、當主なれば、此く敬語を用ひしならん)ヨリモ、役人ヨリモ、度々御日延ノ儀申立候由モ承リ申候。尙又安藤ヨリモ、返納不ニ相成候ハ、右ノ儀認候而指出候様ニトノ違モ有レ之歟ニモ承リ、左候ヘバ、違勅ニ被レ處候御舍ト相見候處、元ヨリ中納言殿トテモ、我等トテモ、役人トテモ、返上不レ致ト申ニハ無レ之候ヘ共、士民情實六ヶ敷、無レ據違々相成候事ニテ、尙又安藤ヨリ出張ノ者(長岡の徒を指す)切捨候共、如何様共致シ、早々登セ候様指圖モ有レ之由ニテ、中納言殿ヨリモ再三被ニ申越候ヘバ、此地役人共ニ等閑ニ致置候テハ不ニ相濟、乍然情實ヲ考候ニ、萬々一散亂ノ程難計ト心配致シ、領外へ出候ハ、召捕引渡ニ相成候様、公邊へ爲レ念届申候上ニテ、召捕ノ相手指向候處、多人所々へ散亂ノ中ヨリ、少々計洩出候ヘバ、於ニ此地ハ目立不レ申中、上巳ノ次第ニ至リ、不届至極、何トモ可レ申様無レ之候。タトヘ大老不宜ニモイタセ、御役重ク、第一將軍家ニテ宜敷ト思召候ヘバ社、御用ニモ相成居リ候ヘ、夫ヲ此方士民杯ニテ、右様ノ事致候テハ、決テ不ニ相濟、不届至極、絶ニ言語ニ候事ニ候。夫トイフモ、去ル甲辰以後士民派黨出來候ヨリ、終ニケ様ノ事ニモ成行ノ儀ハ、其國風人情ヲ不レ存シテ、外ヨリ差圖致候故ニテ、……此家ノ浪人ハ勅書返納ヲ拒候ノミナラズ、此方役人ヲ殺シ可レ申ト致シ、(死候者モ有レ之)、夫ノミナラス、江戸上巳ノ次第、於ニ公邊ニモ何程カ御立腹被レ遊候半、御尤至極、幾重ニモ恐入候事出來候。又右内室、縁者直接ノ心ニ相成リ案考候ヘバ、如何計リ殘念何程カナゲキ可レ申、尤至極思ヒヤラレ、氣ノ毒トモ何共可レ申様モ無レ之、一昨年不時登城ノ節逢候ニテ、僅ニ二度逢候(海防掛リノ節夜中一度逢候)處、相應ノ人物ニ見受申候ヘバ、世間如ニ評判ニ定ニ不レ宜候ハ、家柄ノ事故、彼家ニモ忠臣ノ人モ可有レ之候ヘバ、諫候テ、御役御免ニモ致候半、當人モ長ク勤モ致申間敷、若連枝高松、水士(紀藩の附家老水野土佐守を指す)、杯、毎ニ色々ノ計策モ致候由聞及候ヘバ、當人ハ引可レ申存候テモ、不レ申内、カ、ル事ニハ相成候ノカ萬々

欠

欠

第十八章 結論

余は以上十數章に於て、幕府季世の衰態に筆を起し、米艦の渡來により國情に激變を來せし顛末に及び、更に内外の變遷を叙して、内治にありては櫻田の變を説きて、幕府の震盪シんタウの發端を示し、外交にありては、外人殺傷の頻發を語りて、海外列強の壓迫の次第に高まり來りし所以を明らかにせり。而して今や本篇の筆を之れに止めんとして、聊か余の見る所を述べんと欲す。

何れの政府の歴史にもせよ、其季世に臨みては、多くの場合に於て、其政府に固有なる政治の舊態を保持する時期と、革命の禍亂を激發して、一新更始の新時代に入る時期とを有するものなり。徳川幕府の歴史に於ても亦然り。水野越前守の改革は將軍の權威を保たんと欲せし最後の改革なり。其功成らずして、少時反動の時代來り、頓トナリて外艦の衝動によりて、專制政治の動搖を始めたなり。而して其後八年間、即ち余の本篇に於て叙述せし時代はやがて後の革命期に至る過渡の期間なり。萬延元年櫻田の變は一見する處十數激徒の暴發に過ぎざるが如きも、再思せば其革新亂の第一矢なるを知るべし。固より討幕の聲は未だ大に起らざりしも、右の變故は政見の優勝劣敗を平和なる言議周旋の間に争ふの時期を過ぎて、強弱を較カウすべき武力を以て現政府の命令を拒捍キョウカンせんとし、一舉して敵黨の主動者を殲ウツせしものに非ずや。此の後幕權の萎靡せしに乘じ、水藩の攘夷黨等幕閣の主持する開國

の國是に反對し、自己の主張を強行せんと欲せし餘り、當路の地位を奪はんが爲めに、外人虐殺の手段に出で、其自然の結果として、内外の壓迫により、幕府の傾覆を速かにせし事疑なし。故に櫻田變後尙幕政改革の運動を認むと雖も、ハ開は所謂朽索を以て六馬を馭せんとする類にて、到底効を奏すべき性質のものに非ざりしが故に、一步一步幕威の陵夷を招きしのみにて、結局討幕論の公然として唱導せらるゝに至りしを見る。故に若し幕末史と維新史との二によりて、徳川季世の歴史を分つとすれば、余は櫻田の變を以て政局旋轉の機と認め、之によりて前後の時期を劃し、幕末史を以て前期の史と名けんと欲するなり。随つて余の信ずる所の維新史には、正に櫻田變後諸藩の活動に筆を起して、幕政改革の終始を見、其失敗に終りし所以を論じて、討幕の運動と其口實たる攘夷説の如何なる影響を外國關係に及ぼしたるかを併せ考へて、後大政奉還王政復古より廢藩置縣に至る迄を叙述せんと欲するなり。而して如上の兩時期を掩ふ歴史は、紙數に限ある本篇に於て、記述し得べき所に非れば、維新史は之を他日に譲らんとす。而して早稻田大學は別に本多學士の維新史を發兌し、本篇の後を繼がれたり、是れ最も余の希望に副ふものなり、記して以てカケヒツ攔筆の辭とす。

幕末史終

(本日時代史第一卷)

昭和二年四月廿三日印刷
昭和二年四月十六日發行



編輯兼發行者 早稻田大學出版部

右代表者 種村 宗 八

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者 竹内喜太郎

東京市牛込區横町七番地

發行所 早稻田大學出版部

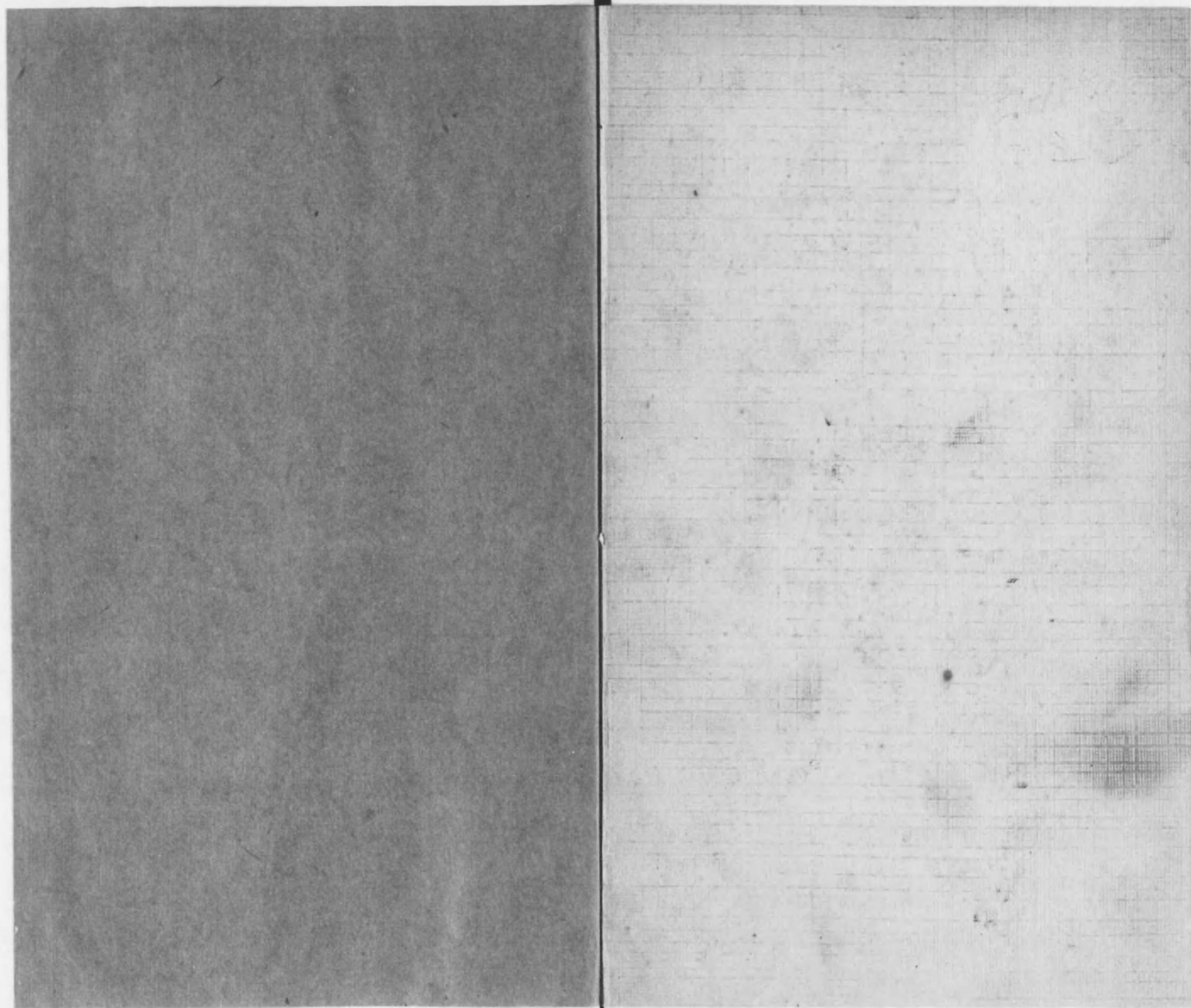
東京市牛込區早稲田
横町東京一三三番

日清印刷株式會社印刷

日本時代史一覽

| | | |
|-----------|--------------|--------|
| 第一卷、第二卷 | 日本古代史 (二册) | 久米邦武著 |
| 第三卷 | 奈良朝時代史 (二册) | 久米邦武著 |
| 第四卷 | 平安朝時代史 (二册) | 池田晃淵著 |
| 第五卷 | 鎌倉時代史 (二册) | 三浦周行著 |
| 第六卷 | 南北朝時代史 (二册) | 久米邦武著 |
| 第七卷 | 室町時代史 (二册) | 渡邊世祐著 |
| 第八卷 | 安土桃山時代史 (二册) | 渡邊世祐著 |
| 第九卷、第十卷 | 德川時代史 (二册) | 池田晃淵著 |
| 第十一卷 | 幕末史 (二册) | 小林庄次郎著 |
| 第十二卷 | 維新史 (二册) | 本多辰次郎著 |
| 第十三卷、第十四卷 | 明治史 (二册) | 吉田東伍著 |

追加



23

265□

終